

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和5年7月6日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第 1 回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和 5 年 7 月 6 日

1	愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第 55 期）	1
2	愛媛地方最低賃金審議会各規程について	
(1)	愛媛地方最低賃金審議会運営規程	3
(2)	愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程	6
(3)	愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱	9
(4)	愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	12
3	令和 5 年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
(1)	専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について（案）	15
(2)	実地視察及びヒアリングについて（案）	16
4	中央最低賃金審議会への諮問文（写）	17
5	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 （令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）（関係部分抜粋）	19
6	経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） （関係部分抜粋）	25
7	愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表（案）	31
8	令和 5 年度愛媛地方最低賃金審議会 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）	33
9	令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	35
10	要請書（最賃に関する 6 項目についての要請）（2023 年 5 月 16 日） 全労連四国地区協議会	41

11	物価高騰等の影響が長期に及ぶなか、県民生活を守り、とりわけ、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組みを強化いただくことを求める要請書（2023年5月26日）	日本共産党 愛媛県議会議員 田中克彦……………	43
12	「JAL 不当解雇撤回と最賃 1500 円実現」に関する交渉の申し入れ （2023年6月9日）JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現	四国キャラバン実行委員会……………	45
13	地域別最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明の送付について （2023年6月15日）	愛媛弁護士会 会長 高橋直子……………	49
14	愛媛県最低賃金の改正に関する資料		
	（1）愛媛県最低賃金……………		55
	（2）愛媛県最低賃金年次別推移……………		56
	（3）愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ……………		57
	（4）全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和4年審議後）……………		58
15	令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況……………		59
16	令和5年度 業務改善助成金のご案内……………		61
17	愛媛県内経済情勢報告（令和5年4月 松山財務事務所）……………		65
18	第197回全国企業短期経済観測調査（愛媛県分） - 2023年6月 - （2023年7月3日 日本銀行松山支店）……………		77
19	法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要 （令和5年4～6月期調査 松山財務事務所）……………		89
20	愛媛県金融経済概況（2023年6月12日 日本銀行松山支店）……………		97
21	管内の雇用失業情勢（令和5年5月分）について （令和5年6月30日 愛媛労働局）……………		107

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

（任命年月日 令和5年4月1日）

区分	氏名	現職	備考
公益代表	いの うえ ゆう き 井 上 雄 基	弁護士	
	その だ まさ え 園 田 雅 江	国立大学法人愛媛大学准教授	
	たけ い な お こ 武 井 奈 保 子	弁護士	
	みや たに し の ぶ 宮 谷 し の ぶ	特定社会保険労務士	
	もり もと あき ひろ 森 本 明 宏	弁護士	
労働者代表	しら いし こう じ 白 石 浩 司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	そ が かず き 曾 我 一 樹	U A ゼンセン愛媛県支部支部長	
	たけ が なる きよ たか 竹 箇 平 貴 隆	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	たけ もと りょう けん 竹 本 良 賢	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部副委員長	
	の むら ま り こ 野 村 真 理 子	N T T 労働組合四国総支部執行委員	
使用者代表	あ べ よう こ 阿 部 陽 子	三浦工業株式会社人事部人事課長	
	お の ゆう じ 小 野 雄 史	新居浜機械産業協同組合理事長	
	こ いけ ひさ し 小 池 久 志	浅川造船株式会社執行役員総務部長	
	たけ うち えい じ 武 内 英 治	伊予商工会議所副会頭	
	やつ づか ひろし 八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

（注）各側委員の掲載順は50音順である。

愛媛地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の出席)

第 4 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第 5 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第 6 条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会の求めに応じて意見を述べさせることができる。

2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各 2 名以下とする。

3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。

4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第 9 条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第 10 条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和 3 4 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(委員の出席)

第3条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、審議会の各小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定める。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の審議事項にかかわる特定の問題について審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときのほか、委員からの開催の請求があったときに、委員長が招集する。

2 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(会議の開催と議決)

第5条 会議の開催は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員の出席)

第6条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、必要に応じて委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第10条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議結果の報告)

第 1 1 条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(要綱の改廃)

第 1 2 条 この要綱の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 0 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等(以下「審議会等」という。)の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようにするとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第 6 条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の 7 日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 8 日から施行する。

(案)

令和5年7月6日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の
必要性の審議について

令和5年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の
必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回(実地視察及びヒアリングを除く。)を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会(本審)及び小委員会で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(案)

令和5年7月6日

実地視察及びヒアリングについて

令和5年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

㊦

厚生労働省発基 0630 第5号
令和5年6月30日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 加藤 勝信

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版
(令和5年6月16日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた（先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍）。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しものが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務（ジョブ）やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

(2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

(3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人々が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

(7) 多様性の尊重と格差の是正

① 最低賃金

最低賃金について、 昨年¹は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

（9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入^(注)した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになってきているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表(案)

令和4年度開催実績			令和5年度開催計画(案)		
日付	地賃等	特定	日付	地賃等	特定
4月					
5月					
6月	6.13	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	6.20(火) 14:00	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)
	6.30	第1回本書(運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置、規定の変更等)		第1回本書(小委員会の設置、運営申合せ、小委員会委員の選出等)	
7月	7.1		7.4		特定最賃申出書提出期限
	7.25		7.6(木) 10:30	第1回本書(運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本書(必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出等)
8月	8.1	第1回公益委員会 第2回本書(意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	7.26(水) 10:30		第1回小委員会(委員長等選出、審議の公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、必要性審議等)
	8.5	第2回地賃専門部会(目安伝達、金額審議)	8.1(火) 13:00	第1回公益委員会 第2回本書(目安伝達、意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	
			8.2(水) 13:00	(予備)第1回公益委員会 第2回本書(同上) 第1回地賃専門部会(同上)	
			8.4(金) 13:30	第2回地賃専門部会(金額審議)	
			8.7(月) 13:30	第3回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回本書(部会報告)	
	8.8	第3回地賃専門部会(金額審議)	8.8(火) 10:30	(予備)第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3(4)回本書(部会報告)	
	8.9	第4回地賃専門部会(金額審議、採決) 第3回本書(部会報告、採決、答申)	8.9(水) 13:30	(予備)第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3(4)回本書(部会報告)	
			8.10(木) 10:30	(予備)第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3(4)回本書(部会報告)	
			8.14(月) 13:30	(予備)第4回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3(4)回本書(部会報告)	
	8.19		8.18(金) 15:30	第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取等)	第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取等)
	8.22		8.22(火) 15:30	第3回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)	第3回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)
	8.25			8.23(水) 10:30	第4(5)回本書(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)
			8.24(木) 10:30	第4(5)回本書(異議審予備日)	第4(5)回本書(必要性答申、改正諮問・予備日)
			8.25(金) 10:30	第4(5)回本書(異議審予備日)	第4(5)回本書(必要性答申、改正諮問・予備日)
			8.29(火) 10:30	第4(5)回本書(異議審予備日)	第4(5)回本書(必要性答申、改正諮問・予備日)
			8.30(水) 10:30	第4(5)回本書(異議審予備日)	第4(5)回本書(必要性答申、改正諮問・予備日)
9月	9.27	第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)	9月下旬		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)
10月	10.6	第2回各商専門部会(金額審議) 第2回電機専門部会(金額審議)	9月下旬 ~10月上・中旬		(金額審議)
	10.11	第2回船舶専門部会(金額審議) 第3回各商専門部会(金額審議、結審、答申)			第2・第3回紙・パ専門部会
	10.12	第2回紙・パ専門部会(金額審議)			第2・第3回はん用機械専門部会
	10.13	第2回はん用機械専門部会(金額審議、結審、答申)			第2・第3回電機専門部会
	10.19	第3回電機専門部会(金額審議、結審、答申)			第2・第3回船舶専門部会
	10.21	第3回船舶専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回紙・パ専門部会(金額審議、結審、答申)			第2・第3回各商専門部会
10.24	第5回本書(部会報告)	10.25迄に開催		第5(6)回本書(特定最賃答申) (全業種全会一致で答申の場合、開催なし)	
11月	11.10	特定最賃異議審開催なし	11月中旬 (~11.10)		第5~7回本書(特定最賃異議審) (異議申立なしの場合、開催なし)
12月	12.19	第2回公益委員会(総括)	12月	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)
1月					
2月					
3月	3.13	第6回本書(特賃専門部会廃止、次年度意向確認)	3月		第5~8回本書(特賃部会廃止、次年度意向確認)

令和5年度愛媛地方最低賃金審議会
 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）

昭和63年10月13日付け基賃発第24号

3月2日

申出の意向表明



法第15条、則第10条第1項

(7月4日までに)

改正の決定の申出



7月6日

10:30～

第1回最低賃金審議会
 改正の必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出



7月26日

10:30～

第1回小委員会
 委員長等の決定、公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、業種ごとに必要性有りに異論がないか確認、参考人招致の意向確認と業種ごとに審議日等を検討。



8月18日

15:30～

第2回小委員会
 各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
 必要性の有無について異論がないか確認



8月22日

15:30～

第3回小委員会
 各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
 必要性の有無について結審



法21条、15条

8月23日

10:30～

第4回本審（異議審に併せて）
 小委員会報告発表
 改正の必要性答申
 特定最賃金額改定について調査審議の諮問

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

2023年5月16日

愛媛労働局 局長 小宮山 弘樹 殿
地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連四国地区協議会
議長 山本正美

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

ご承知のとおり、昨今の物価高騰により労働者・国民の暮らしは、極めて厳しく、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者は生活できない状況に陥っています。この間、私たちは各県の労働局長に対し、物価高騰の異常事態のなかで最低賃金法第12条に基づき地方最低賃金審議会に最低賃金の「再改定」を直ちに諮問するよう要請してきましたが、電気料金も高騰するなか早急な対応が求められています。

いま日本の経済力は東南アジア以下の34位にまで転落していますが、その要因が人への投資・賃金抑制にあり、技術者や研究者の海外や海外企業への流出が言われています。同様に、賃金の地域格差は、地方の担い手が都市部に流出する大きな要因となっています。最近実施された、20歳台単身者が自立して生活するための最低生計費調査では、東京北区で時給1,664円、高知市で同1,665円と全国どこでも生活費に変わりがないことがあらためて明らかになっています。地域経済が衰退するなかで最低賃金の全国一律制度の声が強まっていますが、「中賃目安全協」は、4ランクから3ランクに改正したもののランク制度を維持することを妥当としています。また、ランク付けの指数では、肝心の消費者物価地域差指数では東京を100として徳島95.3、高知95.1、香川94.0、愛媛93.8となっていますが、所得や消費支出、給与などの指数を多く並べて最終的には香川78.1、徳島75.4、愛媛73.4、高知71.1としてランク分けをしています。所得や賃金が低いのは最賃や公務員の地域手当など格差を付けてきた結果であり、賃金が低いから消費支出も抑えられているし、購買力の低さが小売りやサービスの付加価値を下げているのであってこれらの指数は、現行の最低賃金を正当化するために並べた指数と言えます。最低賃金は法が要請する「人たるに値する」「健康で文化的な」最低限度の生活を保障するものでなければならず、私たちが行っている最低生計費調査の結果を反映させることこそが求められています。

一方で、「中賃目安全協」は、審議の透明性を高める観点から議事の公開について検討し、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とし、議事録の早期公開について努めることが適当としています。地方審議会においても審議の公開がいつそう求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。

- 2) 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年度の業務改善助成金の利用状況をお聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の問題点を調べ、見直しを求めること。
- 6) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

2023年5月26日

愛媛労働局長 小宮山 弘樹 殿

日本共産党 愛媛県議会議員 田中克彦

物価高騰等の影響が長期に及ぶなか、県民生活を守り、とりわけ、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組みを強化いただくことを求める要請書

コロナ禍での3年余、各種支援や労働者の擁護等に尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

さて、電気代やガス代等が高止まりし、5月にも各種食料品の値上げが相次ぐなど、今後も値上げが見込まれるなど、物価高騰の影響が長期に及んでいます。欧米主要国と比較し、30年間、賃金があがらず、“もろく弱い経済、を露呈してきたように思えますが、今春闘でも、物価高騰を上回る賃上げには、ほど遠い状況です。中小零細企業が多い地方にとっては、実効性ある対策が求められると考えます。地方における賃上げは、その地域の人口減少対策の根本でもあると考えます。

最低賃金について国は、2016年に、全国加重平均で時給千円をめざすと表明されましたが、物価高騰の深刻な中、この目標にすら到達していません。こうしたもとで、中央最低賃金審議会が最賃の引き上げ目安額を示す都道府県区分の再編として、これまでの4ランクから、A～Cの3ランクに改める方針（愛媛県はBランクとされています）を、示されました。この判断にいたったのも、物価高騰のなかでの最賃引き上げの必要性や地方との格差是正があったものと思われそうですが、であるならば、3区分ではなく、全国一律により、地方との格差を根本から、是正することこそ必要だと考えます。

ドイツやフランス、イギリスなど主要国では、最低賃金は全国一律です。「愛媛県の最低賃金額の大幅な引き上げ並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める」愛媛弁護士会会長声明もだされています。

経済団体等が要望する社会保険料減免や消費税減税、私どもは内部留保課税導入で中小企業の賃上げの原資にと提言していますが、物価高騰から地域経済を守るために、貴職のご尽力を要望するものです。

記

1. 物価高騰を上回る賃上げへ、最低賃金は、全国一律で時給1,500円へ引き上げをはかること。また、最低賃金法の抜本改正を本省に求めていただくこと。
2. あわせて、本格的な中小企業支援としての社会保険料減免や消費税減免なども本省に強く求めていただくこと。
3. 賃上げ助成制度を活用しやすいものにしつつ、抜本的な拡充を本省に求めていただくこと。
4. 男女の賃金格差が県内企業で、どう是正されて来たのかを県民に示していただくとともに、今後も、男女の賃金格差是正に実効性ある対応を検討し、是正に取り組んでいただくこと。学生の就職活動等含め、企業に対し、ジェンダー平等を、さらに促進していただくこと。
5. 卒業見込の高校生の県内就職活動、大学生の就職、学生アルバイト支援について、県や各団体と連携しつつ、県内就職、採用が促進されるよう、強めていただくこと。
6. 大学生が新たにアルバイトをはじめめる時期であり、「ブラックバイト」の実態はないかなど、Webを含めた実態調査、大学での出張相談等の取り組み再開なども視野に、ご検討いただくこと。
7. 物価高騰の中で、女性や非正規雇用者のくらしが悪化しており、正規雇用への転換、あるいは離職者への就職支援・生活支援も重視いただくこと。
8. 障がい者雇用の目標数値を上回る積極的な採用を、促進していただくこと。

以上

局長 小宮山 弘樹 殿

「JAL 不当解雇撤回と最賃 1500 円実現」に関する交渉の申し入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

私たちは格差と貧困を解決するために「8時間働けば人間らしい生活ができる社会」をスローガンに、最低賃金を大幅に引き上げる取り組みを進めています。また、13年目に突入したJAL(日本航空)の165人不当解雇撤回闘争を支援し、その世論喚起にも努力しているところです。

低賃金で働く2000万人非正規労働者(平均年収170万円、1200万人がワーキングプア)の多くが「結婚できない」、「子どもが作れない」、「子どもにごはんを食べさせられない」という悲惨な生活、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強めています。

そこで私たちは昨年来「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視しています。非正規労働者の生活改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかありません。にもかかわらずこれを無視することは極めて非人道的であり決して許すことはできません。改めて「最賃の再引き上げ」を求めます。

さて、JAL 解雇争議の早期解決について、貴職の努力にもかかわらず、去年は全く進展を見ることができませんでした。不当労働行為を行って解雇を正当化したり、希望退職者数を満たしている事実を隠して解雇を強行したJAL当局の行為は、政府や労働組合に協力をいただく会社再建、整理解雇をお願いする立場を忘れたお横暴極まりないものです。JALで働く労働者や労働組合に対する誠意も謙虚さのかけらも感じられません。それは労使関係の健全な発展を指導し、構築する貴職の職責を著しく汚すものでもあります。JAL争議の早期解決について、引き続きJAL当局を厳しく指弾されることを望みます。

つきましては、貴職におきまして標記に関する労働局交渉(申し入れ)を下記日程で開催できるよう要請いたします。なお具体的要請事項や交渉メンバーにつきましては別途文書で提出いたします。

記

1、とき 2023年 6月 9日(金)13時30分~14時30分まで

2、ところ 貴労働局

2023年 5月 25 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表・中川孝文(JAL 闘争支援四国共闘会議議長)

共同代表・谷 英樹(最低賃金の大幅引き上げCP委員会四国代表)

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たちは「JAL 不当解雇撤回を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。JAL 不当解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決するための要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合（争議組合）に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると私たちは考えています。

すなわち「JAL 再建管財人による不当労働行為」や「争議組合を狙い撃ちにした JAL 再建計画以上の希望退職者募集」、「繰り返された ILO 勧告（166 号条約）の無視」、「JHU に対する団交拒否」、「JHU に対する不当労働行為（差別）」、「客室乗務員 6325 名、パイロット 477 名の新規採用をしながら被解雇者 165 人の職場復帰拒否、解決金拒否」などである。

JAL 日本航空当局の態度は不誠意などという生易しいものではなく解雇権の濫用であり、労働組合を敵視し、その破壊を企図したものと断じざるを得ない。

つきましては、労働行政を統括する貴職として、別紙「要請書」をご理解の上、下記事項について上申されるとともに貴職の見解を示していただきますよう要請いたします。

記

- 1、13 年目を迎えた JAL 争議について人道的見地や国際的信用失墜を防止する立場から早期解決を図るよう指導されたい。
- 2、JAL 当局の JHU 労組に対する敵視政策や不当労働行為を指弾し、根絶するよう厳しく指導されたい。
- 3、JAL 再建計画に深くかかわった国土交通省に団体交渉に応じるなど JAL 争議の早期終結に一定の役割を果たすよう要請されたい。

2023 年 6 月 9 日

JAL 不当解雇撤回・四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文（JAL 闘争支援四国共闘会議議長）

(別紙)

日本航空解雇争議の早期全面解決するための要請書

2010年に政府主導の下で日本航空の「破綻と再建」が進められ、同年12月31日に165名が年齢と病気欠勤歴を理由に解雇されました。本解雇争議は13年目を迎えましたが未だに解決していません。年齢(機長55才以上、副機長48才以上、CA53才以上)を基準としたベテラン乗務員の解雇は「空の安全」に逆行するものであり、病気欠勤歴を理由とした解雇は人権・人道上に大きな問題もありました。

解雇当時、人員削減目標を達成し1586億円の営業利益を上げている中での解雇であり、翌2月には、稲盛和夫JAL会長(当時)が記者会見で「経営上は必要なかった解雇」と明言した解雇でした。また、日本航空が2011年7月に国交省に提出した「安全報告書」によれば更生計画上の人員削減目標を735名も超過達成していました。

さらに、再建後の2012年7月以降、客室乗務員の新規採用を再開し、これまで6325名が採用されています。パイロットについても477名が採用されているにもかかわらず、争議団からは1人も乗務職に戻していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めたILO166号条約にもとづくILO勧告を無視したものであり企業の社会的責任が問われています。またこの勧告を採択した国としても、整理解雇者を優先的に再雇用するように日本航空を行政指導すべきであり、政府の責任ある対応も問われています。

日本航空は昨年、解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。JAL不当解雇撤回争議団35名(うちJHU組合員32名)は、業務委託(月額12万5000円、2年契約)は「雇用に寄らない働き方」であり雇用を一方的に奪われた非解雇者にとって働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

また、日本航空は「業務委託契約」を提案する際に、JHUに対しては、社内二労組から合意の方針が出された後に提案するなど差別扱いを行いました。これは組合間差別を禁じた労組法7条3号(支配介入)に該当する不当労働行為に当たることから東京都労働委員会に救済を求めています。この日本航空の争議解決の手法は、2010年11月に解雇の過程で労働組合のストライキ投票に支配介入した「不当労働行為」が、2016年9月に最高裁で憲法28条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

JHUは、東京都労働委員会において日本航空に対しては「団交拒否」と「誠実交渉義務違反」、並びに上述の「組合間差別」について不当労働行為救済の申し立てを行い、調査が進められています。また、指導・監督の立場にある国土交通省がJAL破綻と再建にあたって深く関与してきたことから国土交通省についても“使用者性”があるとして「団体交渉拒否」の問題で同様の申し立てを行い、調査が進められています。

165名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく「人権問題」でもあります。長引く争議が職場に与える影響は計り知れません。

貴労働局におかれましては、JAL争議の早期全面解決に向けてご尽力を賜りますようお願いいたします。

2023年 6月 9 日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文(JAL闘争支援四国共闘会議議長)

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。そこで私たちは「最賃の再引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「再引き上げ」求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求めて以下のように要請いたします。

記

1. 最低賃金の「再引き上げ」を緊急に行うこと。
2. 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とし、生涯 2000 万円にも達する地域間格差や東京一極集中現象、地方からの人口流出、過疎促進現象に歯止を阻止すること。
4. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定するとしているが、地域間格差の根本的解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すべきである。
5. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
6. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
7. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2023 年 6 月 9 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以 上

2023（令和5）年6月15日

愛媛地方最低賃金審議会 会長 殿

愛媛弁護士会

会長 高橋直子

地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明の送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁護士連合会では、勤労者の地位向上に向けた様々な活動を行っており、当会においても、同様の取り組みを行っているところです。

特に、最低賃金の定めについては、まさに勤労権、生存権保障に直結する労働者のセーフティーネットとして極めて重要な役割を持つことから、日本弁護士連合会は、2020年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、本年4月14日付けで「低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」をそれぞれ公表し、当会も本年6月15日付で、別紙の通り思い切った最低賃金額の引上げを要望する「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表したところです。

増大する非正規雇用労働者の待遇改善と、賃金の地域間格差の解消、近時の急激な物価上昇に伴う家計負担の軽減のためには、最低賃金の引上げは喫緊の課題であり、最低賃金額の増額改定の必要性は疑うべくもありません。

特に愛媛県においては、2022年度の改定によっても東京都との格差が219円、隣県である香川県との格差が25円と、看過し得ない地域間格差が生じている現状に鑑みて、思い切った最低賃金の増額が不可欠であると考えます。

つきましては、日本弁護士連合会会長声明及び当会会長声明を送付いたしますので、よろしくご参照の上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

敬具

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活必需品の価格が上昇しているなか、労働者やその家族の生活を守るためにも、賃金の大幅な上昇が急務である。このような現状を踏まえれば、今こそ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

現行（2022年10月5日発効）の愛媛県最低賃金額は853円であり、全国最低額である。ここ3年間は、793円、821円、853円と推移しており、28円、32円と30円前後の引上げを実施してきた。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約177万4240円（853円×40時間×52週）、月収にすると約14万7800円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。従前の最低賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、はなはだ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

愛媛県は、全国最高額である東京都の1072円と比べると、219円も低い。近年、両者の差は、223円、220円、220円、219円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、目安区分を現行のAないしDの4段階からAないしCの3段階とすることが提案されており、愛媛県は現行の4段階のうちDランクから3段階のうちBランクに変更されると考えられる。しかし、ランク分けを維持してランクごとに傾斜を設けて地域別最低賃金を決定する方式を維持する以上地域間格差がランク分けの変更によって自動的に解消されるものではなく、Bランク以下の引上げ額をAランクの引上げ額より大幅に上回るとするなどの抜本的な方策が必要である。今こそ、中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2023年(令和5年)6月15日

愛媛弁護士会

会長 高橋 直子

低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染状況の継続とロシアのウクライナ侵攻の中で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

この間、フランス、ドイツ、イギリス、韓国などの諸外国では、最低賃金額の大幅な引上げがなされているのであり、日本においても大幅な引上げが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことは重大な問題である。2022年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、最も低い10県では時給853円であり、その間には219円もの開きがある。その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、これではCランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなど抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とは言い難く、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当連合会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

2023年（令和5年）4月14日

日本弁護士連合会

会長 小林 元 治

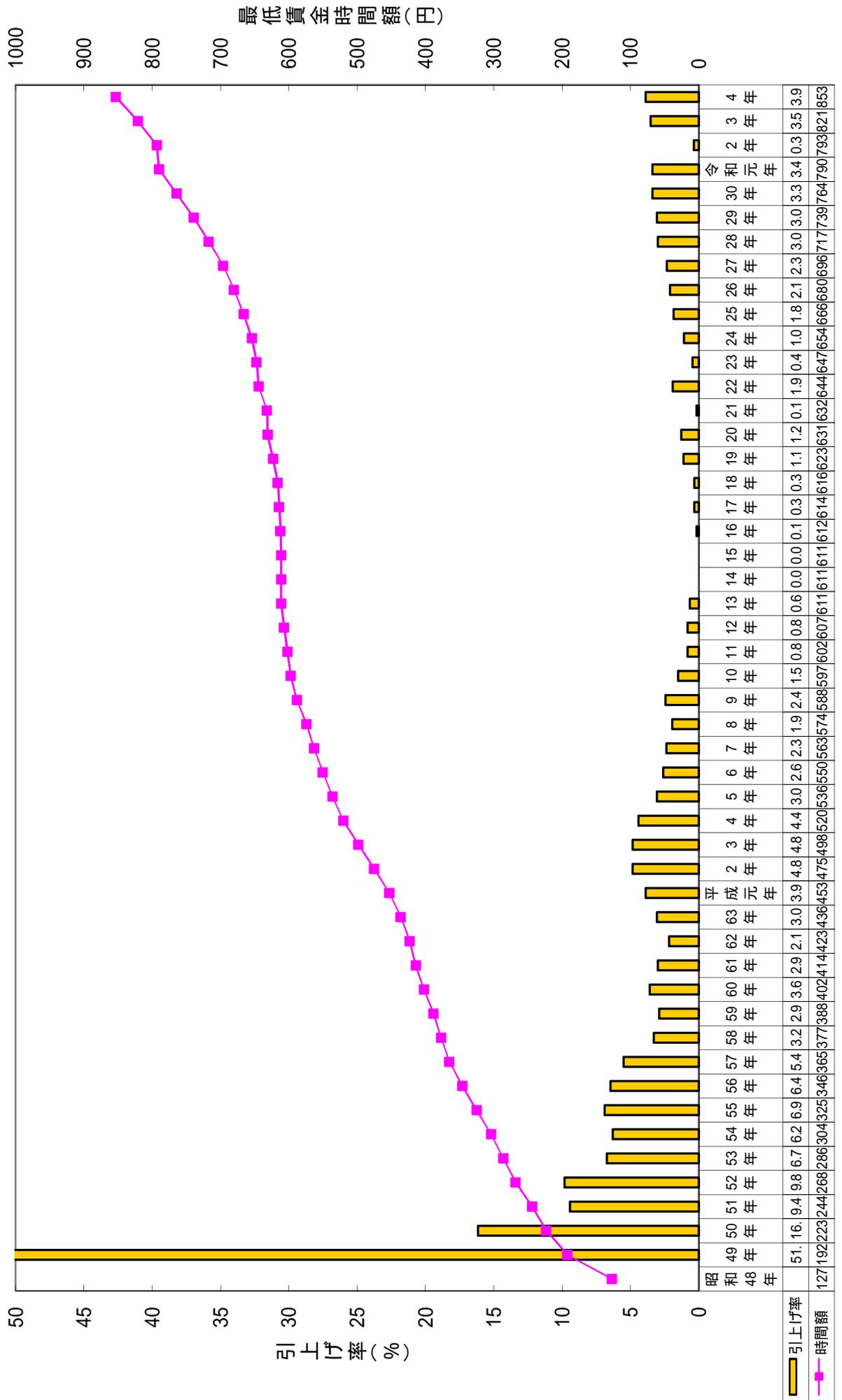
愛 媛 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者にかかる最低賃金額
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月5日

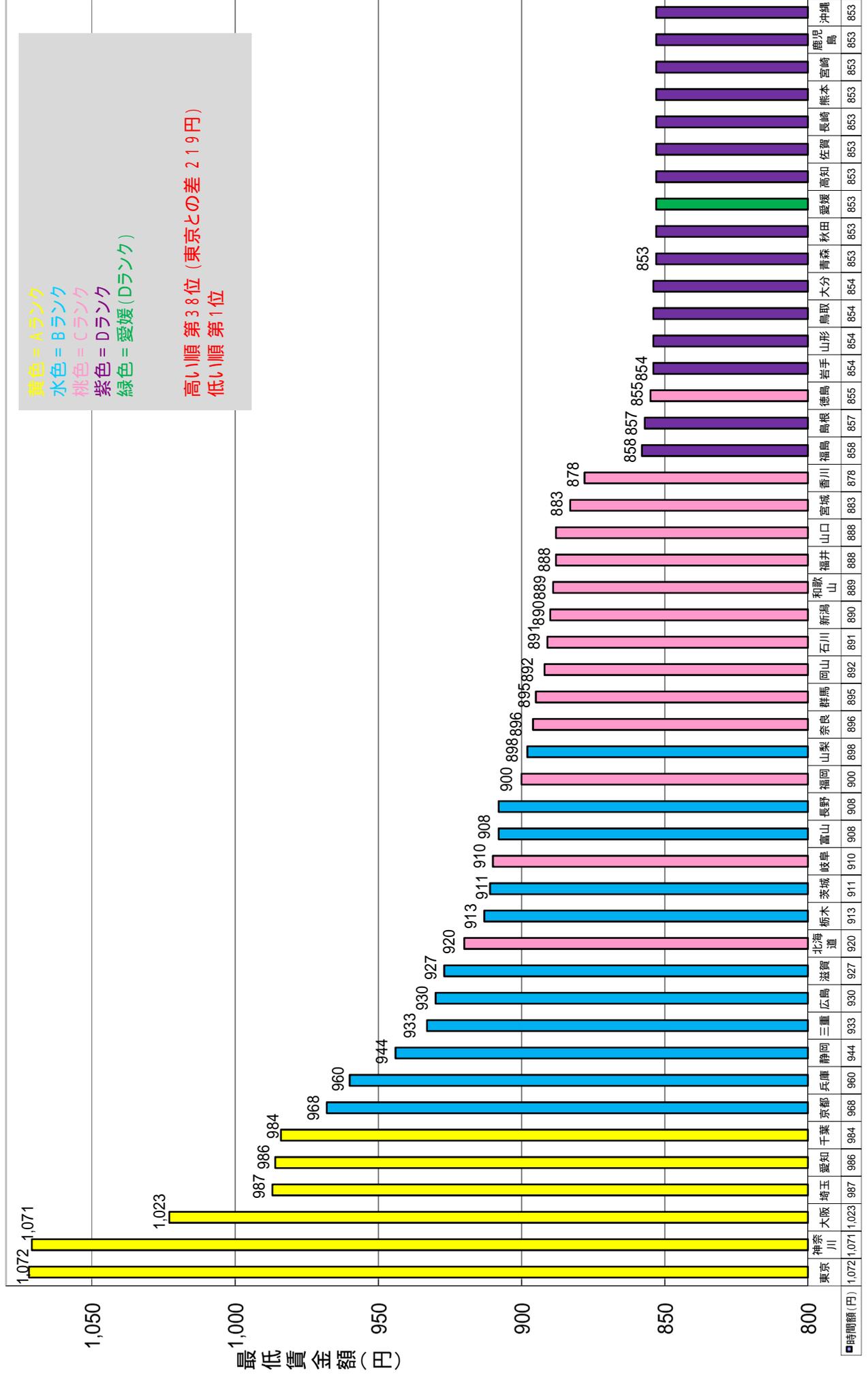
愛媛県最低賃金年次別推移

年次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
昭和48年	昭和48年4月1日	1,015			127		
49年	昭和50年3月3日	1,533	518	51.03	192	65	51.18
50年	昭和51年2月27日	1,780	247	16.11	223	31	16.15
51年	昭和51年11月30日	1,950	170	9.55	244	21	9.42
52年	昭和52年11月6日	2,145	195	10.00	268	24	9.84
53年	昭和53年10月2日	2,285	140	6.53	286	18	6.72
54年	昭和54年10月7日	2,431	146	6.39	304	18	6.29
55年	昭和55年10月3日	2,601	170	6.99	325	21	6.91
56年	昭和56年11月8日	2,769	168	6.46	346	21	6.46
57年	昭和57年10月1日	2,917	148	5.34	365	19	5.49
58年	昭和58年10月1日	3,010	93	3.19	377	12	3.29
59年	昭和59年10月1日	3,103	93	3.09	388	11	2.92
60年	昭和60年10月1日	3,214	111	3.58	402	14	3.61
61年	昭和61年10月1日	3,310	96	2.99	414	12	2.99
62年	昭和62年10月1日	3,382	72	2.18	423	9	2.17
63年	昭和63年10月1日	3,483	101	2.99	436	13	3.07
平成元年	平成元年10月1日	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	平成2年10月1日	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	平成3年10月1日	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	平成4年10月1日	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	平成5年10月1日	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	平成6年10月1日	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	平成7年10月1日	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	平成8年10月1日	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	平成9年10月1日	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率に関する2軸グラフ



全国の地域別最低賃金時間額グラフ (令和4年審議後)



令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	改定後 最低賃金額	改定前 最低賃金額	目安金額	目安比較	採決状況	効力発生日
A	東 京	1,072円	1,041円	31円	±0	●	10月1日
A	神 奈 川	1,071円	1,040円	31円	±0		10月1日
A	大 阪	1,023円	992円	31円	±0		10月1日
A	埼 玉	987円	956円	31円	±0		10月1日
A	愛 知	986円	955円	31円	±0		10月1日
A	千 葉	984円	953円	31円	±0		10月1日
B	京 都	968円	937円	31円	±0		10月9日
B	兵 庫	960円	928円	31円	+1		10月1日
B	静 岡	944円	913円	31円	±0		10月5日
B	三 重	933円	902円	31円	±0		10月1日
B	広 島	930円	899円	31円	±0		10月1日
B	滋 賀	927円	896円	31円	±0		10月6日
C	北 海 道	920円	889円	30円	+1		10月2日
B	栃 木	913円	882円	31円	±0		10月1日
C	岐 阜	910円	880円	30円	±0	▲●	10月1日
B	茨 城	911円	879円	31円	+1		10月1日
B	富 山	908円	877円	31円	±0		10月1日
B	長 野	908円	877円	31円	±0		10月1日
C	福 岡	900円	870円	30円	±0		10月8日
B	山 梨	898円	866円	31円	+1		10月20日
C	奈 良	896円	866円	30円	±0		10月1日
C	群 馬	895円	865円	30円	±0		10月8日
C	岡 山	892円	862円	30円	±0		10月1日
C	石 川	891円	861円	30円	±0		10月8日
C	新 潟	890円	859円	30円	+1		10月1日
C	和 歌 山	889円	859円	30円	±0		10月1日
C	福 井	888円	858円	30円	±0	●	10月2日
C	山 口	888円	857円	30円	+1		10月13日
C	宮 城	883円	853円	30円	±0		10月1日
C	香 川	878円	848円	30円	±0		10月1日
D	福 島	858円	828円	30円	±0		10月6日
D	島 根	857円	824円	30円	+3		10月5日
C	徳 島	855円	824円	30円	+1		10月6日
D	岩 手	854円	821円	30円	+3		10月20日
D	山 形	854円	822円	30円	+2		10月6日
D	鳥 取	854円	821円	30円	+3		10月6日
D	大 分	854円	822円	30円	+2		10月5日
D	青 森	853円	822円	30円	+1		10月5日
D	秋 田	853円	822円	30円	+1		10月1日
D	愛 媛	853円	821円	30円	+2		10月5日
D	高 知	853円	820円	30円	+3		10月9日
D	佐 賀	853円	821円	30円	+2		10月2日
D	長 崎	853円	821円	30円	+2		10月8日
D	熊 本	853円	821円	30円	+2		10月1日
D	宮 崎	853円	821円	30円	+2		10月6日
D	鹿 児 島	853円	821円	30円	+2		10月6日
D	沖 縄	853円	820円	30円	+3		10月6日

(凡例)

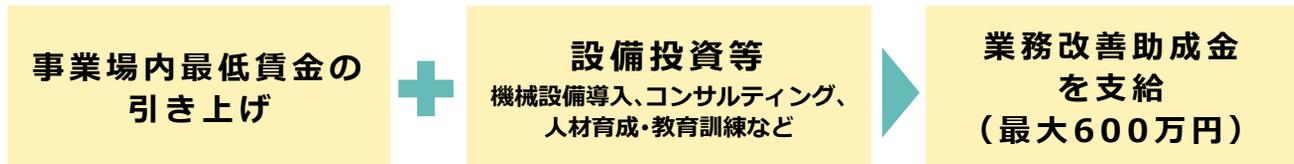
採決状況

- : 全会一致
- : 使用者側反対
- : 使用者側一部反対
- : 労働者側反対
- ▲: 労働者側一部反対

※申請期限：令和6年1月31日
 (事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円 →助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース） →助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
 (= 600万円 × 9/10)
(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
 (= 助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

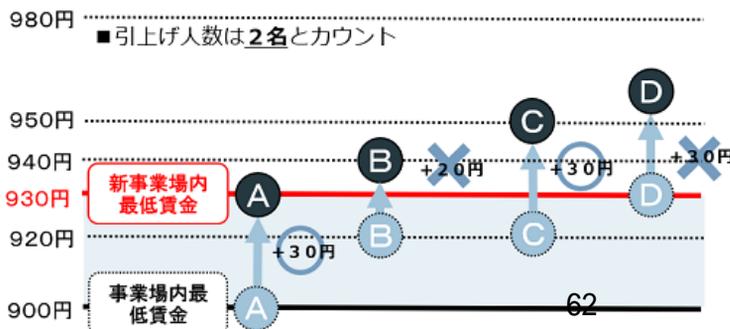
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間が長くなるなどがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい（社長）

さらなる工夫
削減できた時間、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ **県の介護事業担当部署からの提案**



生産性向上のヒント集

検索

業務改善 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

事例3

【所在地】宮城県 **【従業員数】**6人 **【事業内容】**仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、**助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。**

（※）図説の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前 **導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などにも力を入れられるようになった。

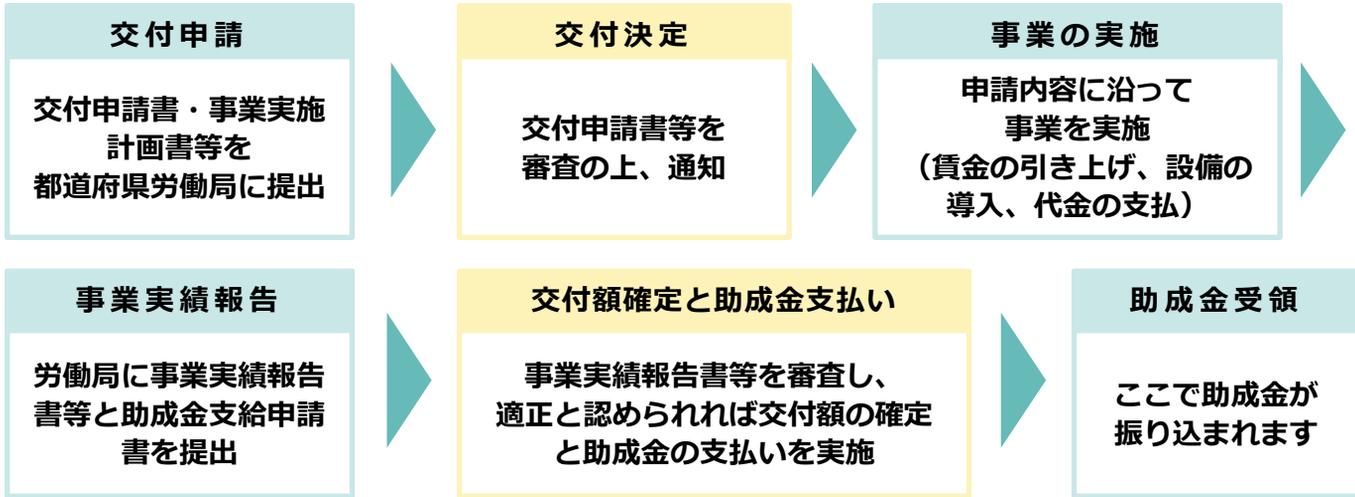
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ **商工会のセミナーに参加**

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

愛媛県内経済情勢報告

令和5年4月



省 所
務 務 事 務
財 松 山 財 務 所

愛媛県内経済情勢報告

	令和5年1月判断	10月判断との比較	令和5年4月判断	1月判断との比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している		個人消費は、百貨店・スーパー等で堅調となっているほか、観光で緩やかに回復しつつあることから、全体としては緩やかに持ち直している。 生産活動は、パルプ・紙で弱含んでいるほか、電気機械で足踏みの状況にあることや、プラスチック製品で持ち直しに向けた動きに一服感がみられることから、全体としては弱含んでいる。 雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

〔先行き〕

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

項目	令和5年1月判断		令和5年4月判断	
	10月判断との比較	10月判断との比較	10月判断との比較	1月判断との比較
個人消費	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している	
生産活動	横ばいの状況にある		弱含んでいる	
雇用情勢	緩やかに持ち直している		緩やかに持ち直している	
公共事業	前年度を下回っている		前年度を上回っている	
住宅建設	前年を下回っている		前年を上回っている	
設備投資	4年度は前年度を上回る見込みとなっている		4年度は前年度を上回る見込みとなっている	

※ 5年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

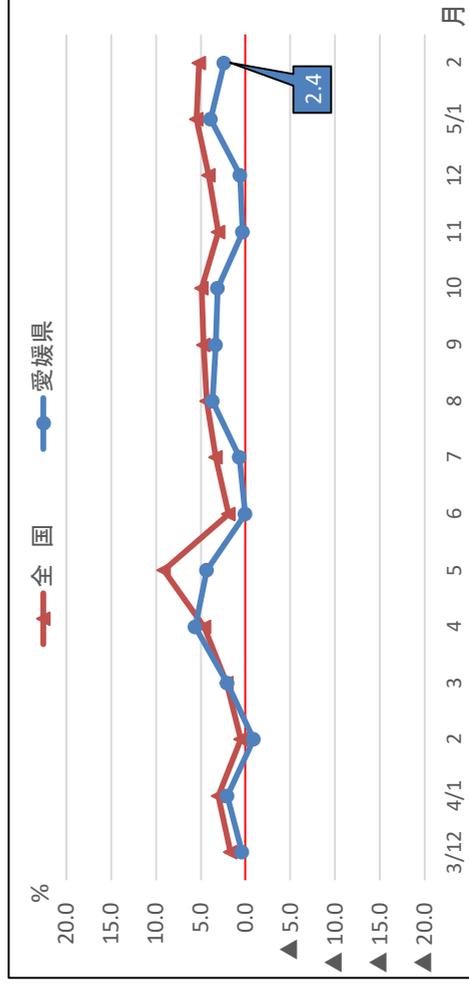
個人消費

緩やかに持ち直している

○百貨店・スーパーは、衣料品等に動きがみられるほか、飲食料品が堅調であることから、全体としては堅調となっている。

○コンビニエンスストアは、米飯類等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕 (注)全店舗ベース



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《百貨店・スーパー》

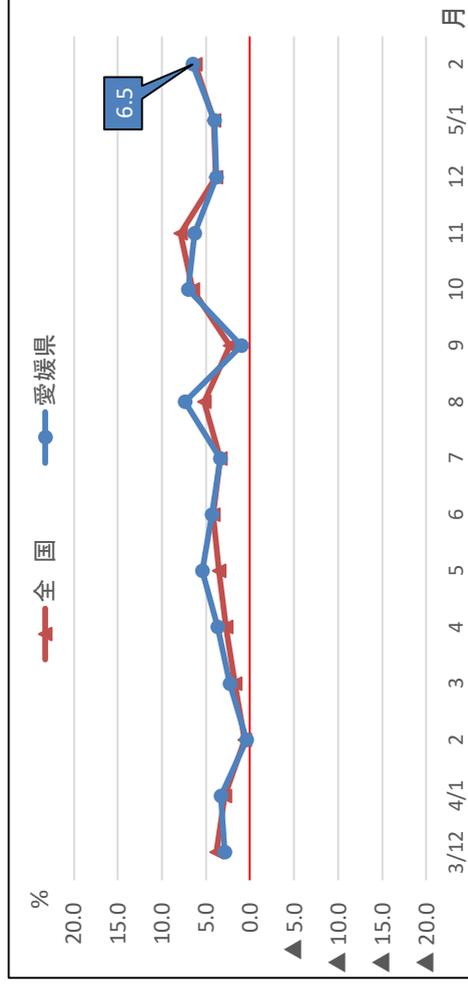
○気温の変化が大きく、衣料品に動きがみられた。特に、例年より暖かくなるのが早かったことから、薄手のニットなど春物衣料が伸びた。

《コンビニエンスストア》

○引き続き、有名店とコラボした商品を発売するなど販促の効果により、お弁当が好調。

【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔コンビニエンスストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

個人消費

○ドラッグストアは、医薬品や飲食品に動きがみられることから、全体としては順調となっている。

○家電大型専門店は、洗濯機等に動きがみられることから、全体としては底堅いものとなっている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

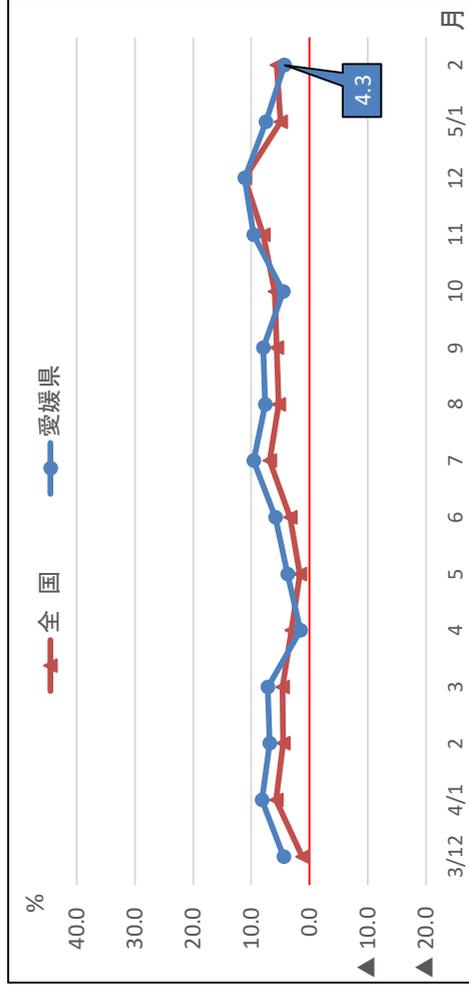
《ドラッグストア》

○例年に比べ花粉飛散量が多かったことから、目薬や鼻炎薬など花粉症対策商品が伸びた。

《家電大型専門店》

○昨年に比べ新生活需要が高まっており、小型の白家電に動きがみられた。

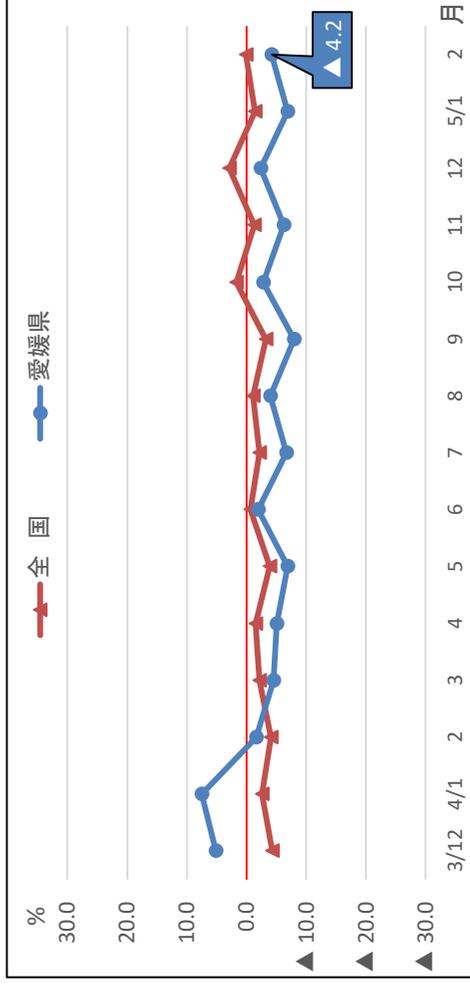
〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



個人消費

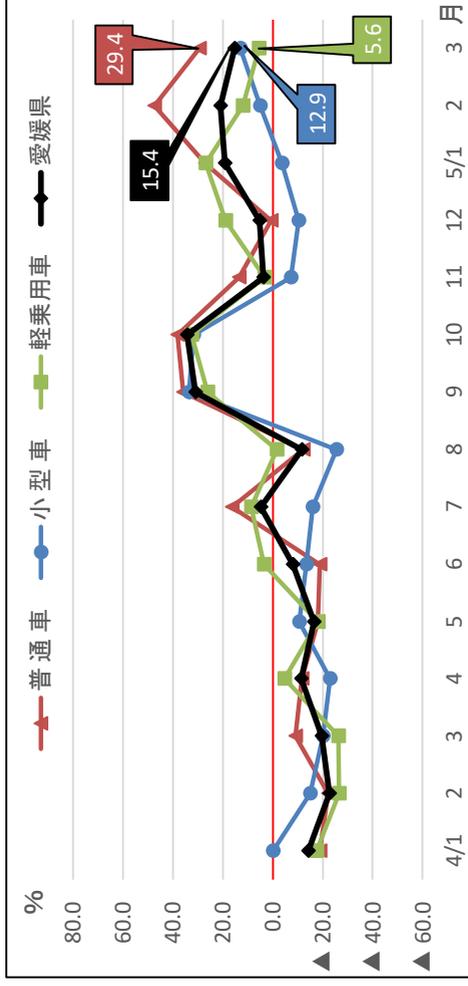
- ホームセンターは、園芸用品やレジャー用品等に動きがみられるものの、日用品等の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれも前年を上回っている。
- 観光は、各種支援策の効果などにより、緩やかに回復しつつある。
- 旅行は、海外旅行は持ち直しの兆しがみられており、国内旅行は緩やかに持ち直している。

〔ホームセンター販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県の乗用車新車登録・届出台数(前年同月比)〕



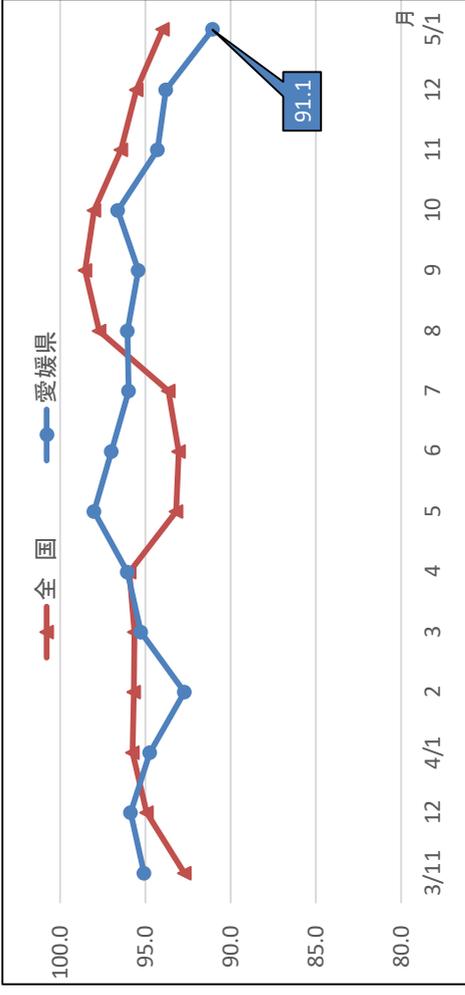
生産活動

生産活動 弱含んでいる

- 輸送機械は、一定量の受注残を維持しており、横ばいの状況にある。
- 汎用・生産用機械は、一定量の受注残を維持していることなどから、緩やかに持ち直している。
- 電気機械は、足踏みの状況にある。

〔鉱工業生産指数(3ヶ月移動平均・季節調整済指数)〕

(平成27年=100)

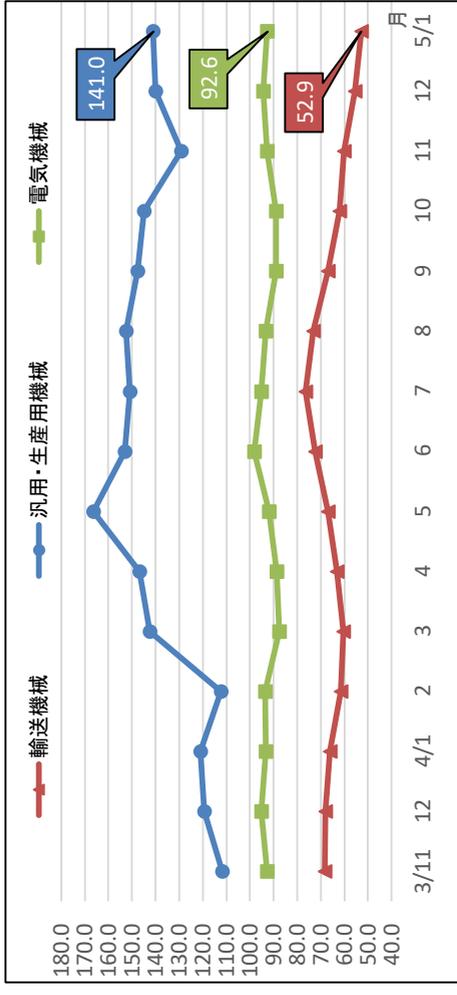


70

【出所】経済産業省、愛媛県

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指数)〕

(平成27年=100)



【出所】愛媛県

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《汎用・生産用機械》

○ 部品不足による生産期間の長期化などから、生産量が減少している。

○ 一定量の受注残を維持しており、高操業が続いている。

《電気機械》

○ 自動車向けで、中国での感染症拡大による工場停止の影響から、受注が減少している。

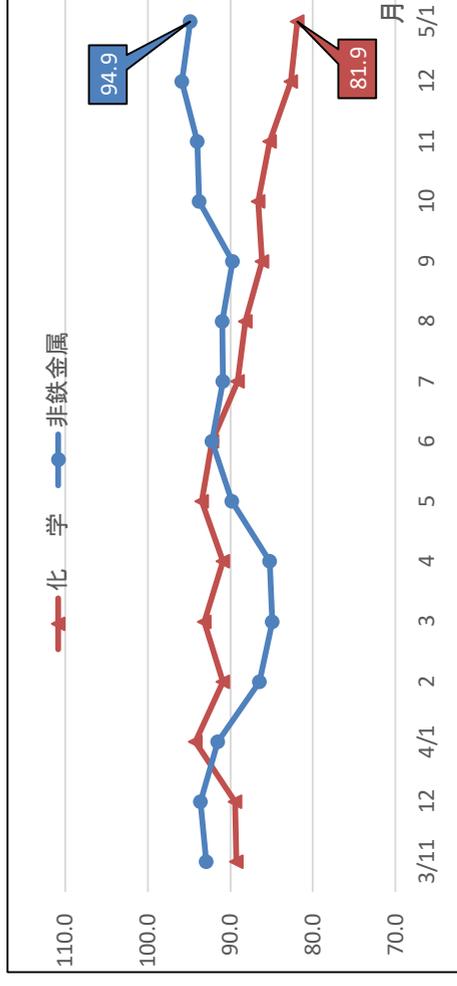
生産活動

- 化学は、横ばいの状況にある。
- 非鉄金属は、一定の操業が続いており、横ばいの状況にある。
- 食料品は、外食向けで動きがみられることから、緩やかに持ち直しつつある。
- パルプ・紙は、印刷用紙などの需要に弱さがみられることから、弱含んでいる。
- 繊維は、一進一退の状況にある。
- プラスチック製品は、原材料価格上昇の影響がみられることから、持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。

[愛媛県内地域経済に関する生の声]

- 《パルプ・紙》
- チラシやカタログのペーパーレス化が進んでいるなか、価格転嫁の影響もあり、印刷用紙の需要が減少している。
- 《プラスチック製品》
- 価格転嫁前の駆け込み需要の反動から、生産量が減少している。

【愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指数)】
(平成27年=100)



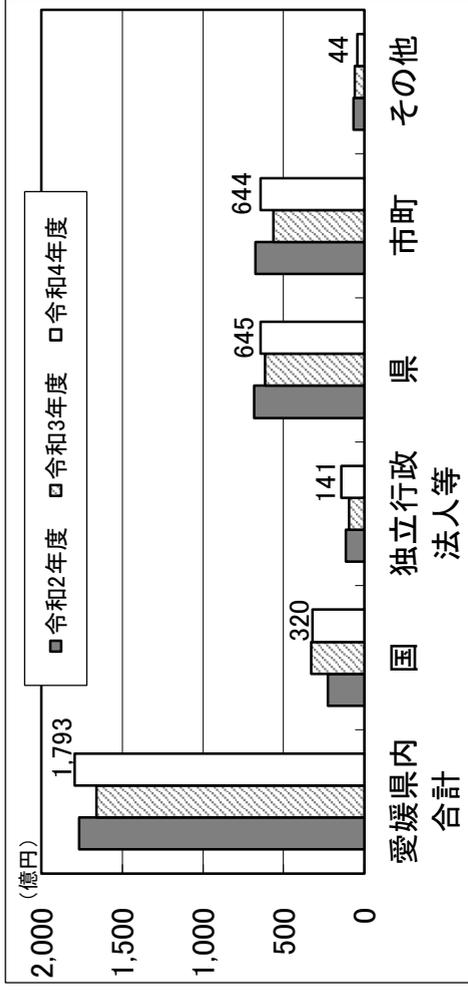
公共事業・住宅建設

公共事業

前年度を上回っている

○前払金保証請負金額でみると、国で前年度を下回っているもの、独立行政法人等、県及び市町で前年度を上回っていることから、全体としても前年度を上回っている。

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(3月累計額)〕



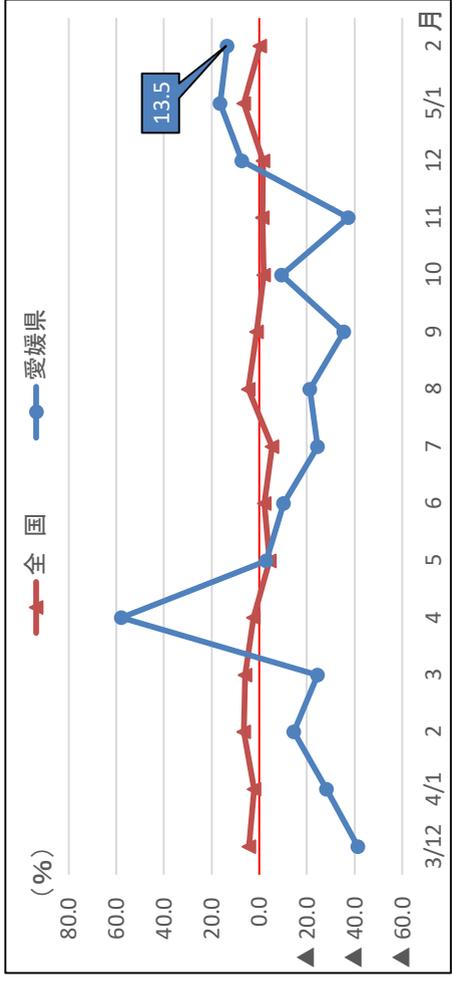
住宅建設

前年を上回っている

○新設住宅着工戸数でみると、貸家で前年を下回っているもの、持家、分譲で前年を上回っていることから、全体としても前年を上回っている。

【出所】西日本建設業保証(株)等

〔新設住宅着工戸数(前年同月比)〕

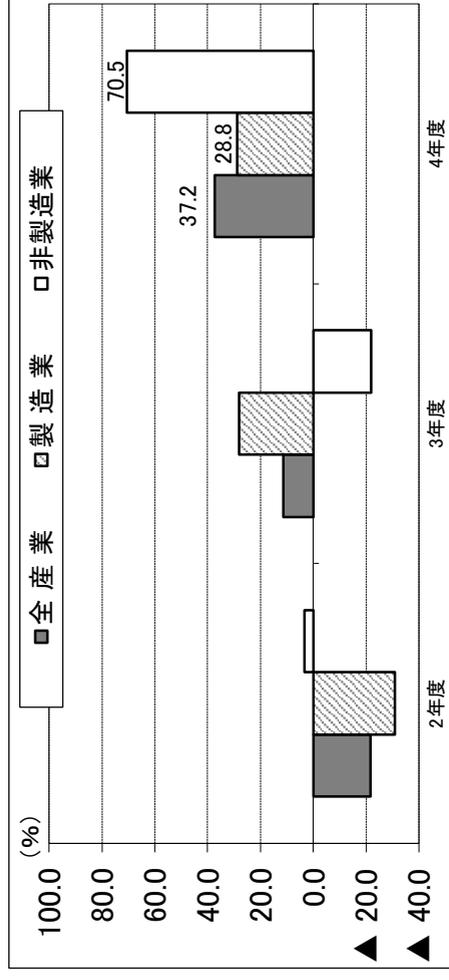


設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

4年度は前年度を上回る見込みとなっている

〔設備投資額 前年度比（愛媛県）〕



（企業倒産）

件数は前年並みとなっているもの、負債総額は前年を下回っている

（消費者物価）

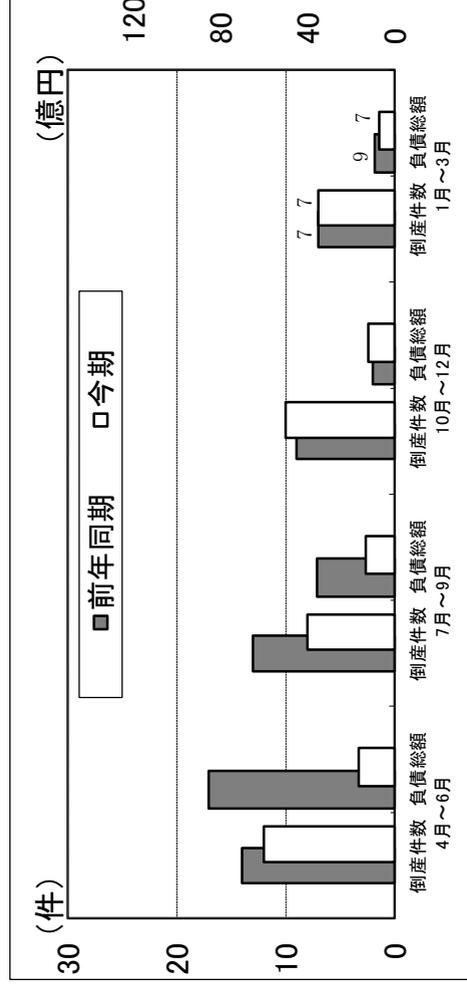
前年を上回っている

※ソフトウェア含む、土地除く

※令和2年度は令和3年1-3月期、令和3年度は令和4年1-3月期、令和4年度は令和5年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

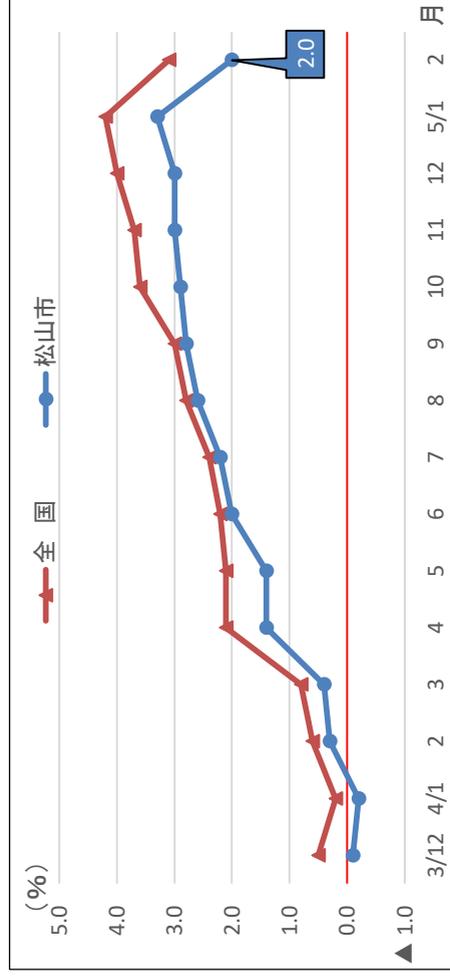
【出所】四国財務局松山財務事務所

〔倒産件数、負債総額（負債総額1,000万円以上、愛媛県）〕



【出所】(株)東京商工リサーチ松山支店

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合：前年同月比）〕



【出所】総務省

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合がありますので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

2023年7月3日
日本銀行松山支店

第197回全国企業短期経済観測調査(愛媛県分)

— 2023年6月 —

(回答期間) 5月29日～6月30日

(調査対象企業数)

	(A) 対象企業数		(B) 回答企業数	(B/A) 回答率
		うち中堅・中小		
全産業	139社	125社	139社	100.0%
製造業	55社	47社	55社	100.0%
非製造業	84社	78社	84社	100.0%

(参考) 事業計画の前提となっている想定為替レート(製造業)

(円/ドル)

	2023年3月調査	2023年6月調査
2022年度	131.60	131.78
上期	128.60	128.65
下期	134.60	134.90

	2023年3月調査	2023年6月調査
2023年度	132.38	134.48
上期	132.70	134.35
下期	132.05	134.60

1. 業況判断

(「良い」-「悪い」、%ポイント)

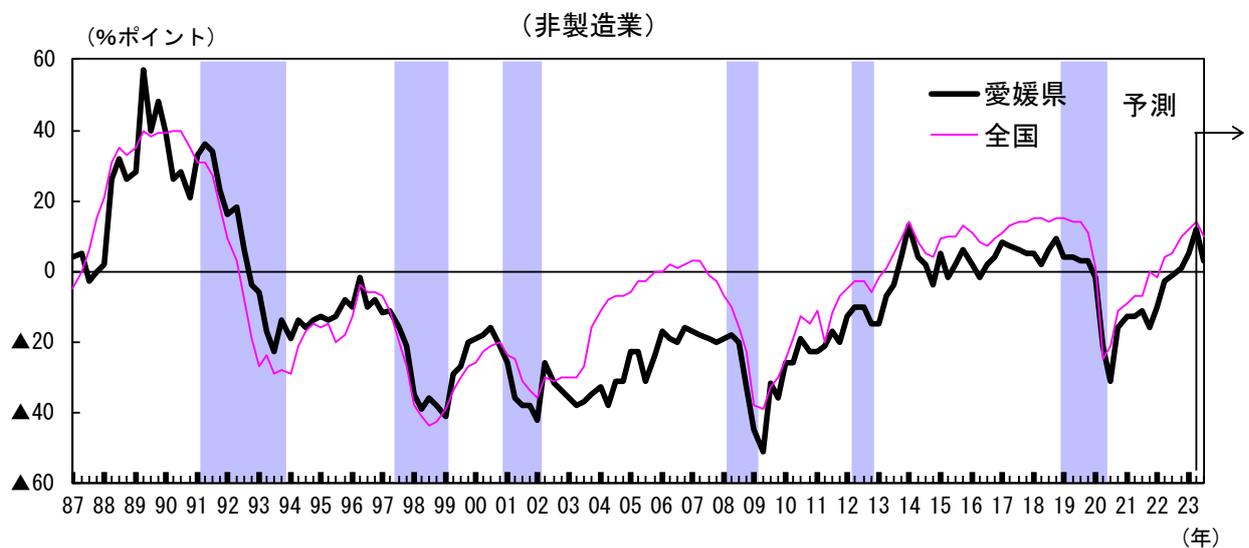
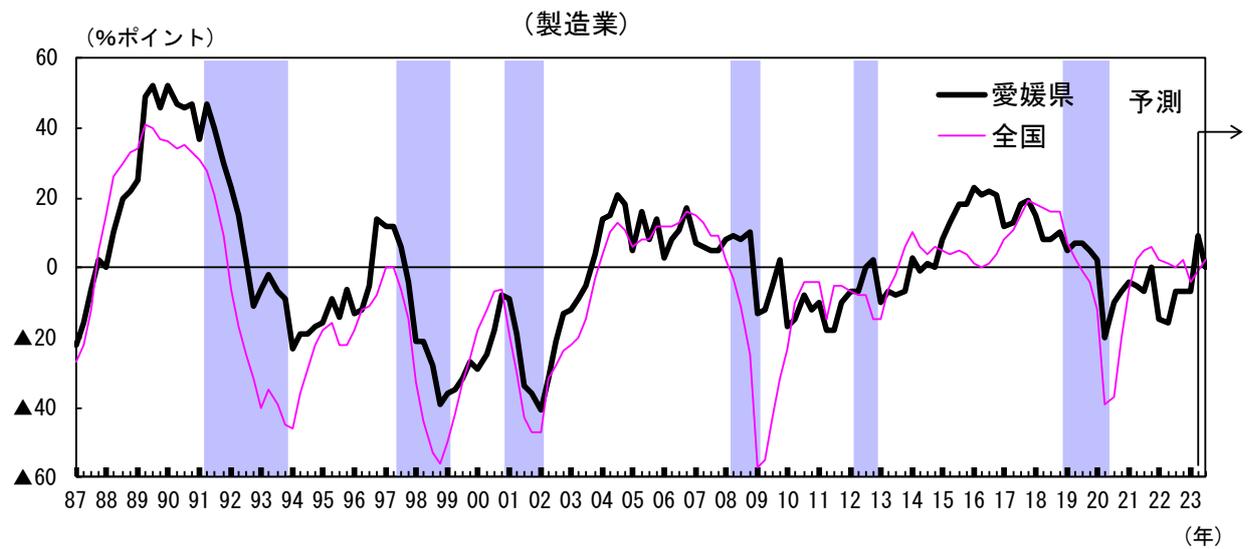
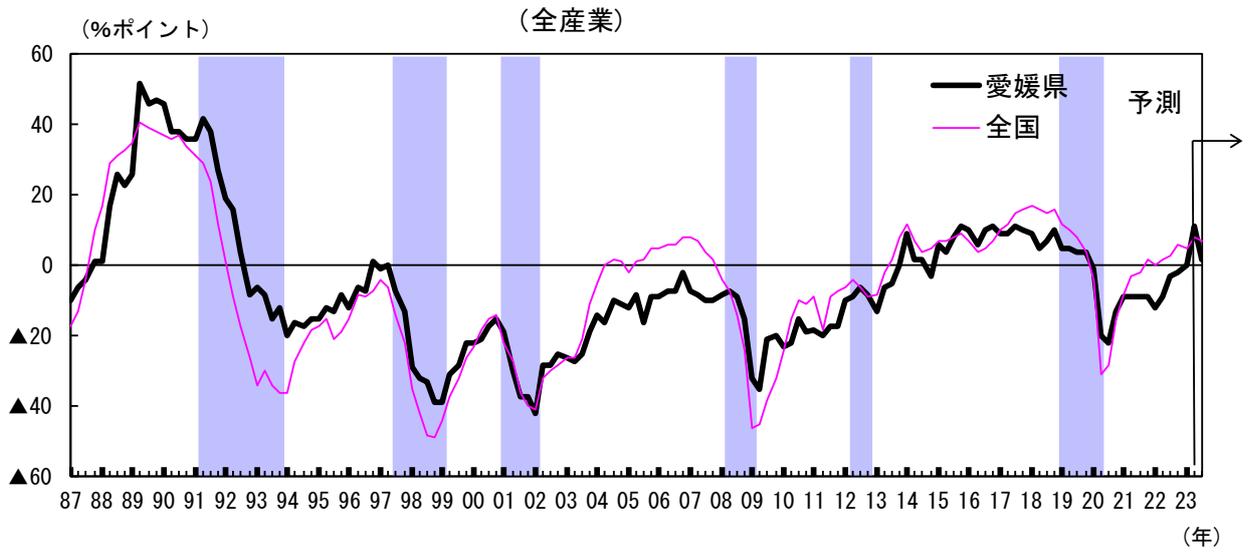
		2023年3月調査		2023年6月調査			
		最近	先行き	最近	先行き		
				変化幅	最近	変化幅	
愛媛県	全産業	0	▲3	11	+11	2	▲9
	製造業	▲7	▲3	9	+16	0	▲9
	食料品	▲38	▲37	▲12	+26	▲25	▲13
	紙・パルプ	▲30	0	0	+30	0	0
	金属製品	0	0	25	+25	▲25	▲50
	はん用・生産用・ 業務用機械	25	25	50	+25	25	▲25
	輸送用機械	9	▲9	9	0	8	▲1
	その他製造業	0	▲33	▲33	▲33	▲33	0
	非製造業	5	▲2	12	+7	3	▲9
	建設	14	4	24	+10	4	▲20
	不動産・物品賃貸	33	0	33	0	0	▲33
	卸売	11	0	16	+5	11	▲5
	小売	0	0	25	+25	0	▲25
	運輸・郵便	0	0	0	0	0	0
	対事業所サービス	0	▲20	▲40	▲40	▲40	0
対個人サービス	▲11	0	0	+11	11	+11	
宿泊・飲食サービス	▲34	0	34	+68	34	0	

(参考) 四国・全国

四国	全産業	4	3	11	+7	6	▲5
	製造業	▲5	2	3	+8	2	▲1
	非製造業	11	3	16	+5	7	▲9
全国	全産業	5	2	8	+3	7	▲1
	製造業	▲4	▲3	▲1	+3	2	+3
	非製造業	12	6	14	+2	10	▲4

(注) 業種別DIは、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(参考) 業況判断の推移



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

2. 事業計画

(1) 売上高

【全規模】 (前年度比、前年同期比、〈 〉内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	+ 3.7	<▲ 4.6> + 0.4	<▲ 4.6> + 0.7	<▲ 4.7> + 0.1	<▲ 4.0> + 5.8	<▲ 4.1> + 7.3	<▲ 3.9> + 4.4
製造業	+ 4.2	<+ 1.6> + 3.9	<+ 1.2> + 4.8	<+ 2.0> + 3.0	<+ 1.0> + 7.1	<+ 0.6> + 8.0	<+ 1.5> + 6.2
非製造業	+ 2.8	<▲16.6> ▲ 6.9	<▲16.1> ▲ 8.0	<▲17.0> ▲ 5.9	<▲14.3> + 2.9	<▲14.0> + 5.7	<▲14.6> + 0.5

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、〈 〉内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	+ 1.6	<+ 1.3> + 5.9	< 0.0> + 5.6	<+ 2.6> + 6.2	<+ 1.0> + 3.7	<+ 1.1> + 7.0	<+ 1.0> + 0.8
製造業	+ 2.3	<+ 1.4> + 5.9	< 0.0> + 6.3	<+ 2.8> + 5.5	<+ 0.2> + 5.2	<+ 0.7> +10.1	<▲ 0.3> + 0.7
非製造業	+ 0.9	<+ 1.3> + 5.9	< 0.0> + 4.7	<+ 2.4> + 6.9	<+ 2.1> + 1.9	<+ 1.5> + 3.1	<+ 2.6> + 0.9

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、〈 〉内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	+ 4.3	<+ 0.5> + 8.7	< — > + 9.8	<+ 1.0> + 7.7	<+ 1.2> + 1.8	<+ 0.8> + 2.4	<+ 1.5> + 1.3
製造業	+ 9.7	<+ 0.4> + 9.8	< — > +10.8	<+ 1.0> + 9.0	<+ 0.8> + 2.2	<▲ 0.3> + 1.9	<+ 1.8> + 2.5
非製造業	+ 1.6	<+ 0.6> + 8.1	< — > + 9.2	<+ 1.0> + 7.1	<+ 1.4> + 1.6	<+ 1.5> + 2.6	<+ 1.4> + 0.7

(2) 経常利益

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	+70.3	<+ 0.9> ▲61.9	<▲ 7.6> ▲35.5	<+14.2> ▲75.0	<▲ 0.8> +17.4	<▲15.5> ▲11.1	<+13.7> +53.6
製造業	+94.3	<+ 4.6> ▲71.8	<▲ 6.4> ▲39.0	<+43.9> ▲87.4	<+ 2.7> +23.9	<▲19.3> ▲25.5	<+27.9> +138.1
非製造業	+ 9.8	<▲ 4.4> ▲16.2	<▲11.0> ▲20.9	<▲ 0.6> ▲13.6	<▲ 6.7> + 7.2	<▲ 8.0> +34.8	<▲ 5.6> ▲ 7.3

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	▲ 9.5	<+11.8> ▲18.0	<+ 2.9> ▲11.6	<+22.9> ▲23.8	<+ 7.7> +26.7	<+ 4.8> +10.8	<+10.1> +43.2
製造業	▲21.3	<+17.3> ▲54.1	<▲ 1.8> ▲38.6	<+186.7> ▲74.1	<+ 3.8> +82.4	<▲ 2.3> +18.9	<+10.3> +274.9
非製造業	+ 9.3	<+ 9.7> +22.8	<+ 6.9> +34.4	<+11.6> +15.9	<+10.8> + 3.1	<+12.1> + 4.4	<+10.0> + 2.2

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度		23年度 (計画)			
		上期	下期	上期	下期		
全産業	+42.7	<+ 7.6> +16.2	< — > +27.4	<+12.5> + 5.9	<+ 4.2> ▲ 5.8	<▲ 1.2> ▲10.0	<+10.2> ▲ 1.0
製造業	+50.7	<+ 5.5> + 8.0	< — > +24.0	<+ 8.8> ▲ 8.4	<+ 1.0> ▲ 6.8	<▲ 7.1> ▲18.1	<+11.3> + 9.0
非製造業	+35.8	<+ 9.5> +24.0	< — > +31.1	<+15.1> +18.2	<+ 6.9> ▲ 4.9	<+ 4.5> ▲ 1.8	<+ 9.3> ▲ 7.7

(3) 売上高経常利益率

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	21年度	22年度		23年度			
		上期	下期	(計画)	上期	下期	
全産業	6.91	<2.60> 2.75	<3.31> 3.21	<1.95> 2.32	<2.95> 3.05	<3.02> 2.66	<2.90> 3.42
製造業	8.33	<2.31> 2.37	<3.70> 3.42	<0.99> 1.39	<2.70> 2.75	<2.94> 2.36	<2.47> 3.12
非製造業	3.89	<3.15> 3.59	<2.49> 2.64	<3.73> 4.44	<3.45> 3.74	<3.15> 3.36	<3.73> 4.09

【うち中堅・中小企業】 (< >内は前回調査結果、%)

	21年度	22年度		23年度			
		上期	下期	(計画)	上期	下期	
全産業	4.13	<2.98> 3.28	<3.42> 3.51	<2.58> 3.06	<3.77> 4.00	<3.51> 3.64	<4.01> 4.35
製造業	4.07	<1.53> 1.77	<2.80> 2.75	<0.30> 0.85	<2.96> 3.06	<3.06> 2.97	<2.86> 3.16
非製造業	4.19	<4.74> 5.10	<4.18> 4.46	<5.24> 5.66	<4.78> 5.16	<4.10> 4.52	<5.40> 5.73

(参考) 全国

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	21年度	22年度		23年度			
		上期	下期	(計画)	上期	下期	
全産業	6.22	<6.21> 6.64	<7.05> 7.30	<5.43> 6.04	<5.97> 6.15	<6.55> 6.42	<5.44> 5.90
製造業	8.79	<8.22> 8.64	<10.08> 10.43	<6.47> 6.97	<7.86> 7.88	<9.00> 8.39	<6.78> 7.41
非製造業	4.85	<5.12> 5.57	<5.38> 5.59	<4.87> 5.55	<4.95> 5.21	<5.19> 5.35	<4.72> 5.08

(4) 設備投資額（含む土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度	23年度 (計画)
全産業	▲23.9	<▲ 4.9> ▲13.8	<+ 2.8> + 6.6
製造業	▲13.0	<▲ 4.4> ▲22.6	<+ 1.6> +13.3
非製造業	▲45.3	<▲ 6.0> +13.6	<+ 5.9> ▲ 7.5

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度	23年度 (計画)
全産業	▲29.8	<▲ 6.8> ▲11.7	<+ 5.2> + 9.6
製造業	▲28.7	<▲ 7.1> ▲16.2	<▲ 3.5> +10.8
非製造業	▲32.0	<▲ 6.2> ▲ 1.7	<+27.1> + 7.5

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21年度	22年度	23年度 (計画)
全産業	▲ 0.8	<▲ 2.0> + 9.2	<+ 5.5> +11.8
製造業	+ 1.1	<▲ 5.8> + 9.0	<+ 1.9> +15.1
非製造業	▲ 1.9	<+ 0.3> + 9.3	<+ 7.7> + 9.9

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

(参考) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額 (除く土地投資額)

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21 年度	22 年度	23 年度 (計画)
全 産 業	▲22.2	<▲ 3.5> ▲13.5	<+ 5.6> + 5.7
製 造 業	▲12.8	<▲ 2.6> ▲19.6	<+ 5.6> + 9.3
非製造業	▲46.2	<▲ 6.3> +11.7	<+ 5.6> ▲ 4.7

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21 年度	22 年度	23 年度 (計画)
全 産 業	▲27.8	<▲ 7.8> ▲10.7	<+ 2.5> +13.1
製 造 業	▲25.5	<▲ 8.1> ▲12.7	<▲ 4.4> +13.0
非製造業	▲33.3	<▲ 7.1> ▲ 5.6	<+23.8> +13.4

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	21 年度	22 年度	23 年度 (計画)
全 産 業	+ 1.2	<▲ 3.3> + 7.4	<+ 4.1> +12.4
製 造 業	+ 2.9	<▲ 4.2> + 8.5	<+ 2.2> +11.5
非製造業	▲ 0.7	<▲ 2.2> + 6.2	<+ 6.3> +13.3

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」-「供給超過」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	▲ 8	▲10	▲12	▲ 4	▲15	▲ 3
製造業	▲15	▲13	▲18	▲ 3	▲18	0
非製造業	▲ 3	▲ 7	▲ 8	▲ 5	▲14	▲ 6

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」-「不足」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	7		4	▲ 3		
製造業	10		6	▲ 4		
非製造業	4		0	▲ 4		

(3) 仕入価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	65	66	59	▲ 6	51	▲ 8
製造業	57	59	54	▲ 3	48	▲ 6
非製造業	69	70	62	▲ 7	55	▲ 7

(4) 販売価格判断

(「上昇」-「下落」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	36	41	38	+ 2	36	▲ 2
製造業	39	39	42	+ 3	38	▲ 4
非製造業	33	43	35	+ 2	35	0

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	▲5	▲4	▲3	+2	▲6	▲3
製造業	▲2	0	▲5	▲3	▲8	▲3
非製造業	▲6	▲6	▲1	+5	▲5	▲4

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	▲1	▲4	▲1	0	▲4	▲3
製造業	1	▲1	1	0	▲1	▲2
非製造業	▲4	▲5	▲4	0	▲5	▲1

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	▲41	▲40	▲42	▲1	▲43	▲1
製造業	▲27	▲31	▲40	▲13	▲40	0
非製造業	▲50	▲47	▲44	+6	▲45	▲1

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全産業	▲32	▲34	▲32	0	▲35	▲3
製造業	▲21	▲22	▲20	+1	▲23	▲3
非製造業	▲40	▲42	▲40	0	▲44	▲4

(7) 企業金融判断 (全産業)

(%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	7		8	+ 1		
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	17		20	+ 3		
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	11	25	10	▲ 1	21	+11

(参考) 全国

(%ポイント)

	2023年3月調査		2023年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	9		11	+ 2		
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	16		16	0		
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	14	24	10	▲ 4	19	+ 9

以 上



法人企業景気予測調査結果

愛媛県の概要

令和 5 年 4～6 月期調査

目 次

調 査 要 領	1
1. 企 業 の 景 況	2
2. 従 業 員 数	3
3. 売 上 高	4
4. 経 常 利 益	4
5. 設 備 投 資	4
6. 資 料 編	5

- (1) 企業の景況判断（上昇・下降）の決定要因
- (2) 判断調査項目BSI表（原数値）
- (3) 今年度における設備投資のスタンス
- (4) 今年度における資金調達方法

財 務 省 四 国 財 務 局
松 山 財 務 事 務 所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本店の所在する工場を含む）。

ただし、電気・ガス・水道及び金融、保険は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数（社）			回答企業数（社）			回収率（％）					
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業			
製造業	41	16	8	17	37	15	8	14	90.2	93.8	100.0	82.4
非製造業	84	15	17	52	68	15	16	37	81.0	100.0	94.1	71.2
合計	125	31	25	69	105	30	24	51	84.0	96.8	96.0	73.9

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

4. 調査時点

令和 5 年 5 月 15 日

5. 調査対象期間（時点）

- ・ 判断項目：現 状（令和5年4～6月期及び6月末）
見 通 し（令和5年7～9月期及び9月末、令和5年10～12月期及び12月末）
- ・ 計 数 項 目：令和5年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）

(注)

判断調査項目については、原則としてBSI（Business Survey Index）による。

BSIは、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

- 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
- 「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
- 「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
- 「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

$$BSI = (「上昇」と回答した企業の構成比40.0\%) - (「下降」と回答した企業の構成比30.0\%) = 10.0\%ポイントの「上昇」超$$

1. 企業の景況…現状4～6月期は「下降」超幅が縮小

現状4～6月期は、全産業では▲6.7%ポイントとなっており、前期（5年1～3月期）に比べ「下降」超幅が縮小している。

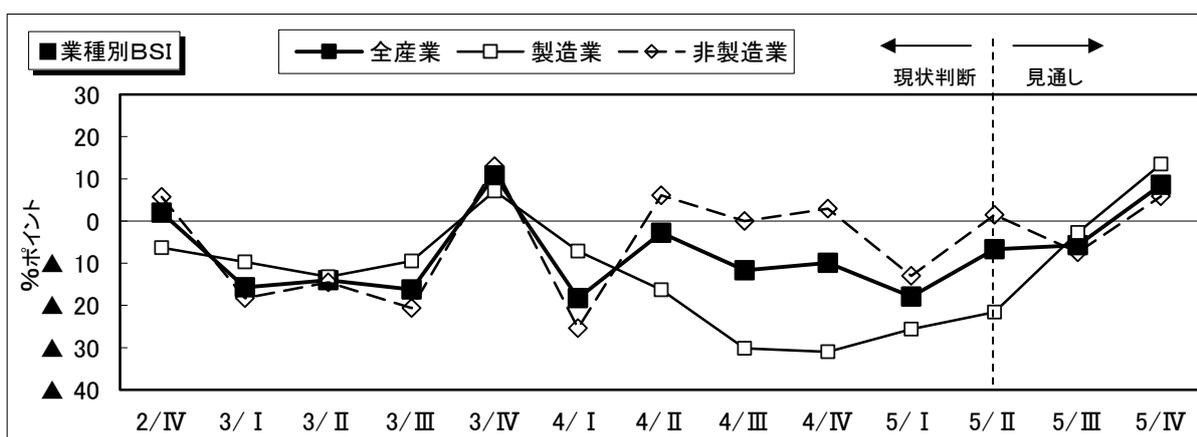
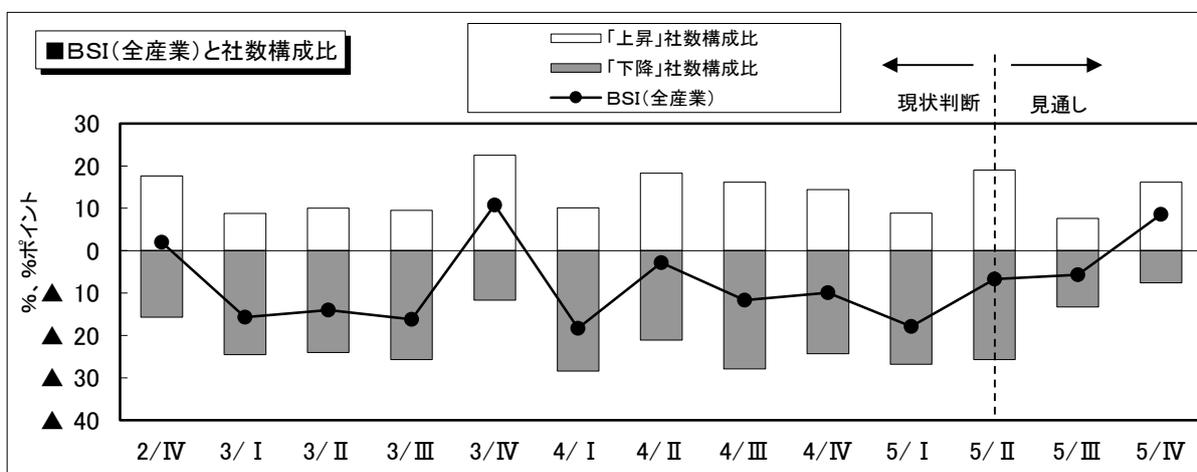
業種別にみると、製造業で「下降」超幅が縮小し、非製造業で「上昇」超に転じている。

先行きについて、全産業でみると、7～9月期は「下降」超幅が縮小し、10～12月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)〔原数値〕 (単位:%ポイント)

区 分	5年1～3月 前回調査	5年4～6月 現状判断	5年7～9月 見通し	5年10～12月 見通し
全 産 業	▲ 17.9	(▲ 3.6) ▲ 6.7	(▲ 2.7) ▲ 5.7	8.6
製 造 業	▲ 25.6	(▲ 2.3) ▲ 21.6	(0.0) ▲ 2.7	13.5
非 製 造 業	▲ 13.0	(▲ 4.3) 1.5	(▲ 4.3) ▲ 7.4	5.9

(注)5年4～6月、5年7～9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が拡大

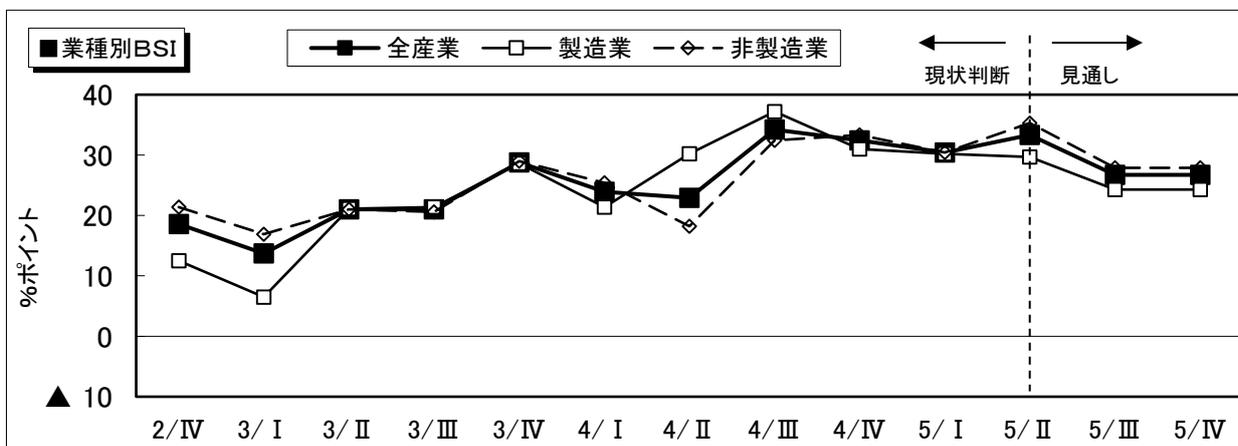
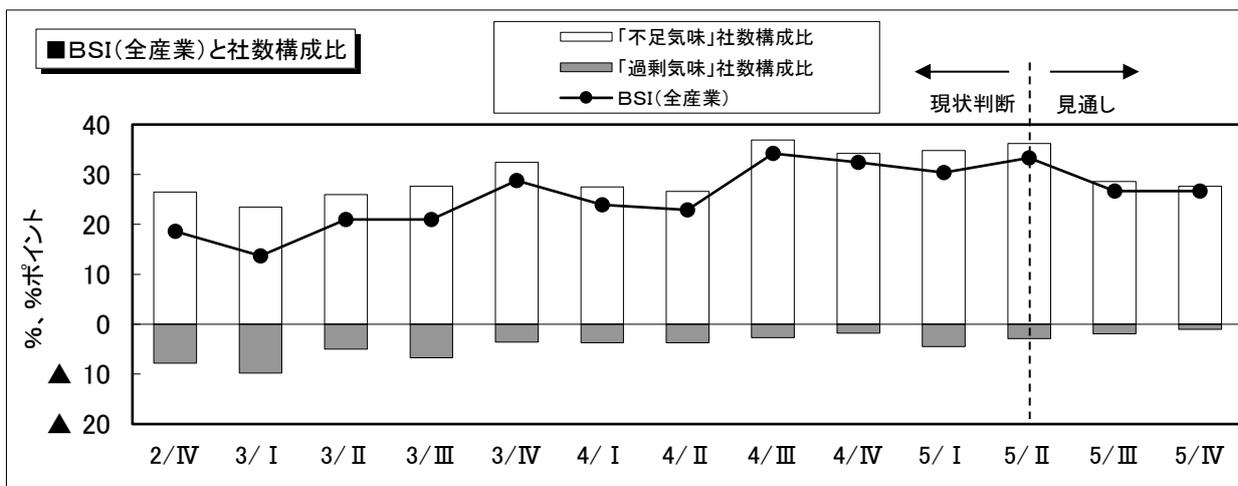
現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が拡大している。
業種別にみると、製造業で「不足気味」超幅が縮小し、非製造業で「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、9月末は「不足気味」超幅が縮小し、その後、横ばいで推移する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)〔原数値〕 (単位:%ポイント)

区 分	5年3月末 前回調査	5年6月末 現状判断	5年9月末 見通し	5年12月末 見通し
全 産 業	30.4	(22.3) 33.3	(25.9) 26.7	26.7
製 造 業	30.2	(25.6) 29.7	(25.6) 24.3	24.3
非 製 造 業	30.4	(20.3) 35.3	(26.1) 27.9	27.9

(注)5年6月末、5年9月末の()書きは前回調査時の見通し



3. 売上高…増収見込み

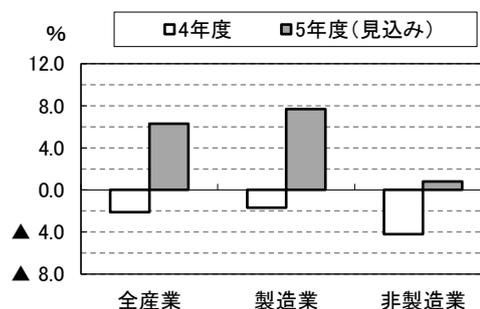
5年度は、全産業では前年度比で6.3%の増収見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で7.7%、非製造業で0.8%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率) (単位:%)

区 分	4年度	5年度
全 産 業	▲ 2.1	6.3
製 造 業	▲ 1.7	7.7
非 製 造 業	▲ 4.2	0.8

(注1)県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2)4年度は5年1~3月期調査の結果



4. 経常利益…減益見込み

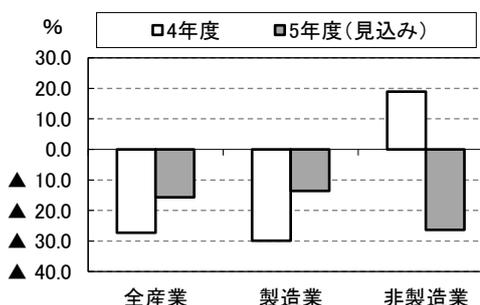
5年度は、全産業では前年度比で15.7%の減益見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で13.6%、非製造業で26.4%の減益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率) (単位:%)

区 分	4年度	5年度
全 産 業	▲ 27.3	▲ 15.7
製 造 業	▲ 29.9	▲ 13.6
非 製 造 業	18.9	▲ 26.4

(注1)県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2)4年度は5年1~3月期調査の結果



5. 設備投資…増加見込み

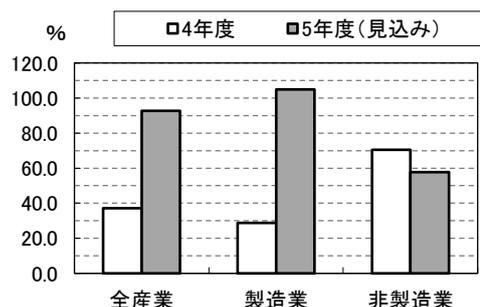
5年度は、全産業では前年度比で92.6%の増加見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で104.8%、非製造業で57.7%の増加見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率) (単位:%)

区 分	4年度	5年度
全 産 業	37.2	92.6
製 造 業	28.8	104.8
非 製 造 業	70.5	57.7

(注1)土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2)4年度は5年1~3月期調査の結果



6. 資料編

(1) 企業の景況判断(上昇・下降)の決定要因

(単位:%)

要 因	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業			
	5年 4~6月	7~9月	10~12月	5年 4~6月	7~9月	10~12月	5年 4~6月	7~9月	10~12月	
上 昇	① 国内需要(売上)の動向	84.2	87.5	75.0	80.0	50.0	50.0	85.7	100.0	90.0
	② 海外需要(売上)の動向	15.8	37.5	31.3	20.0	50.0	50.0	14.3	33.3	20.0
	③ 販売価格の動向	42.1	37.5	18.8	60.0	50.0	16.7	35.7	33.3	20.0
	④ 仕入価格の動向	15.8	0.0	12.5	60.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	⑤ 仕入以外のコストの動向	10.5	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧ 為替レート の動向	10.5	12.5	6.3	40.0	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下 降	① 国内需要(売上)の動向	70.4	85.7	87.5	53.8	100.0	100.0	85.7	81.8	85.7
	② 海外需要(売上)の動向	11.1	0.0	0.0	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③ 販売価格の動向	18.5	21.4	12.5	15.4	0.0	0.0	21.4	27.3	14.3
	④ 仕入価格の動向	51.9	50.0	50.0	53.8	100.0	100.0	50.0	36.4	42.9
	⑤ 仕入以外のコストの動向	29.6	57.1	25.0	23.1	100.0	100.0	35.7	45.5	14.3
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	3.7	7.1	12.5	0.0	0.0	0.0	7.1	9.1	14.3
	⑧ 為替レート の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ そ の 他	11.1	0.0	0.0	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)「金融、保険」除く

(2) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位:%ポイント)

項目別 規模別	業種別 期間別	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
		5年			5年			5年		
		4~6月	7~9月	10~12月	4~6月	7~9月	10~12月	4~6月	7~9月	10~12月
企業の景況 「上昇」-「下降」	全規模	▲ 6.7	▲ 5.7	8.6	▲ 21.6	▲ 2.7	13.5	1.5	▲ 7.4	5.9
	大企業	23.3	0.0	13.3	20.0	0.0	6.7	26.7	0.0	20.0
	中堅企業	▲ 8.3	▲ 8.3	12.5	▲ 25.0	0.0	25.0	0.0	▲ 12.5	6.3
	中小企業	▲ 23.5	▲ 7.8	3.9	▲ 64.3	▲ 7.1	14.3	▲ 8.1	▲ 8.1	0.0
国内の景況 「上昇」-「下降」	全規模	16.9	3.6	8.4	20.7	3.4	10.3	14.8	3.7	7.4
	大企業	27.6	17.2	10.3	21.4	14.3	14.3	33.3	20.0	6.7
	中堅企業	38.9	11.1	22.2	50.0	16.7	16.7	33.3	8.3	25.0
	中小企業	▲ 2.8	▲ 11.1	0.0	0.0	▲ 22.2	0.0	▲ 3.7	▲ 7.4	0.0
生産・販売などのための設備 「不足」-「過大」 (期末判断)	全規模	10.3	11.5	9.0	3.6	7.1	3.6	14.0	14.0	12.0
	大企業	▲ 4.0	0.0	0.0	▲ 7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	中小企業	17.1	17.1	11.4	11.1	11.1	0.0	19.2	19.2	15.4
従業員数 「不足気味」-「過剰気味」 (期末判断)	全規模	33.3	26.7	26.7	29.7	24.3	24.3	35.3	27.9	27.9
	大企業	26.7	20.0	20.0	26.7	20.0	20.0	26.7	20.0	20.0
	中堅企業	33.3	33.3	33.3	37.5	37.5	37.5	31.3	31.3	31.3
	中小企業	37.3	27.5	27.5	28.6	21.4	21.4	40.5	29.7	29.7

(3) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業種別	全 産 業		製 造 業		非 製 造 業	
		構 成 比	順 位	構 成 比	順 位	構 成 比	順 位
生産(販売)能力の拡大		47.8%	2	50.0%	3	46.5%	2
製(商)品・サービスの質的向上		36.2%	4	26.9%	4	41.9%	3
情報化への対応		24.6%	5	19.2%	5	27.9%	5
省力化合理化		47.8%	2	65.4%	2	37.2%	4
環境対策		14.5%	6	11.5%	7	16.3%	6
海外投資		1.4%	10	3.8%	10	0.0%	
研究開発		5.8%	8	15.4%	6	0.0%	
新事業への進出		8.7%	7	7.7%	8	9.3%	7
維持更新		71.0%	①	80.8%	①	65.1%	①
その他		2.9%	9	7.7%	8	0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

(4) 今年度における資金調達方法

項目別	業種別	全 産 業		製 造 業		非 製 造 業	
		構 成 比	順 位	構 成 比	順 位	構 成 比	順 位
民間金融機関		77.1%	①	76.0%	2	77.8%	①
公的機関		32.9%	3	40.0%	3	28.9%	3
株式の発行		1.4%	8	0.0%		2.2%	7
社債の発行		1.4%	8	0.0%		2.2%	7
リース		18.6%	4	8.0%	5	24.4%	4
企業間信用		10.0%	5	4.0%	7	13.3%	5
資産の売却		7.1%	6	8.0%	5	6.7%	6
資産の流動化・証券化		1.4%	8	0.0%		2.2%	7
内部資金		65.7%	2	80.0%	①	57.8%	2
その他		4.3%	7	12.0%	4	0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

TEL (089) 941-7185

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) へ

2023年6月12日
日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、個人消費は、持ち直している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。

設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

個人消費は、持ち直している。

業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	増加している。
家電販売	横ばい圏内の動きとなっている。
乗用車販売	持ち直しの動きがみられる。
宿泊・観光施設の入込み	持ち直している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	持ち直しの動きに一服感がみられる。
紙	・ パルプ	横ばい圏内の動きとなっている。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		下げ止まっている。
非鉄金属		持ち直している。
食料品		堅調に推移している。
はん用・生産用機械		高水準となっている。
電気機械		減少している。
輸送機械（造船）		持ち直しの動きがみられる。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

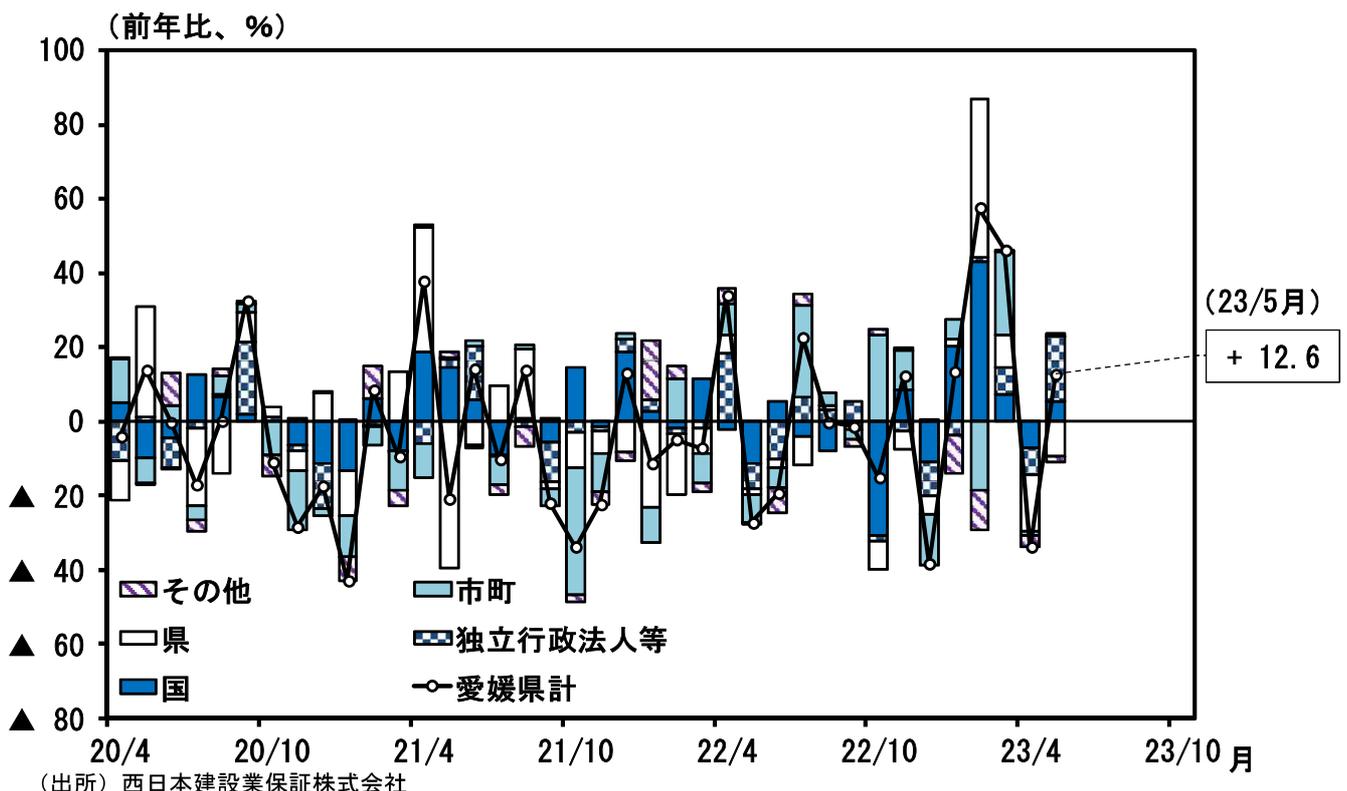
実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

以 上

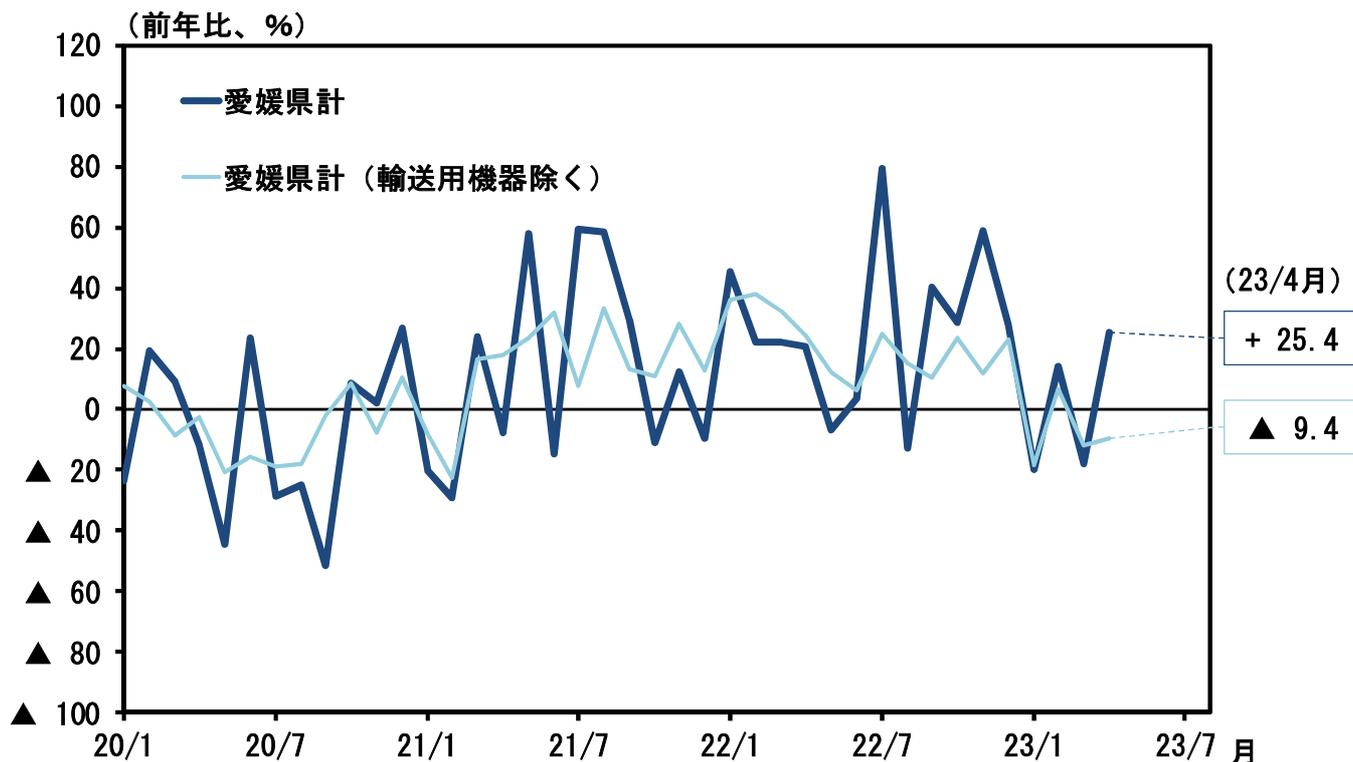
愛媛県金融経済概況

参考図表

▽公共工事請負額



▽輸出額



(出所) 財務省

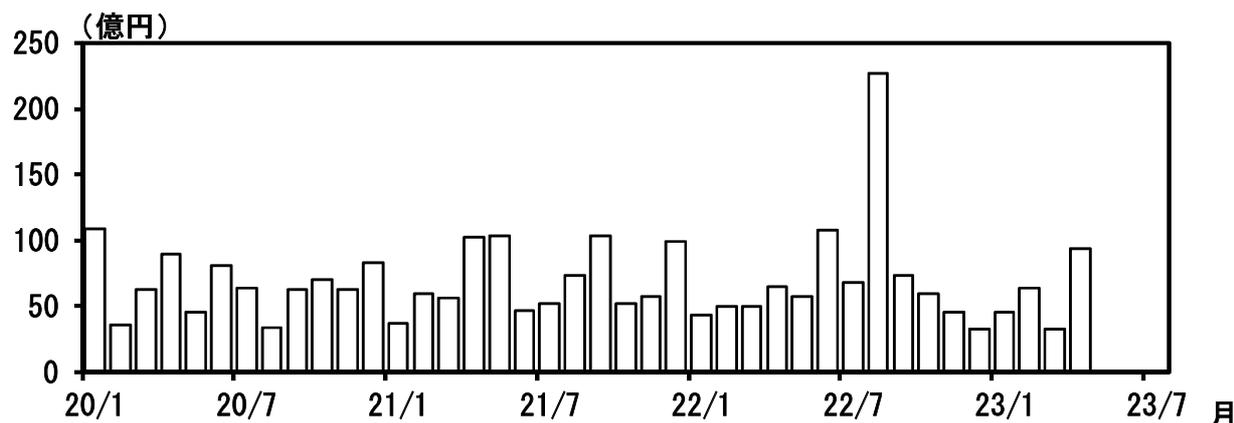
▽設備投資

愛媛県短観(設備投資額<含む土地投資額>)

(前年度比、%)

全規模		21年度	22年度	23年度
	全産業	▲23.9	▲ 8.9	▲ 1.3
	製造業	▲13.0	▲19.1	+ 6.6
	非製造業	▲45.3	+22.9	▲17.7

建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)

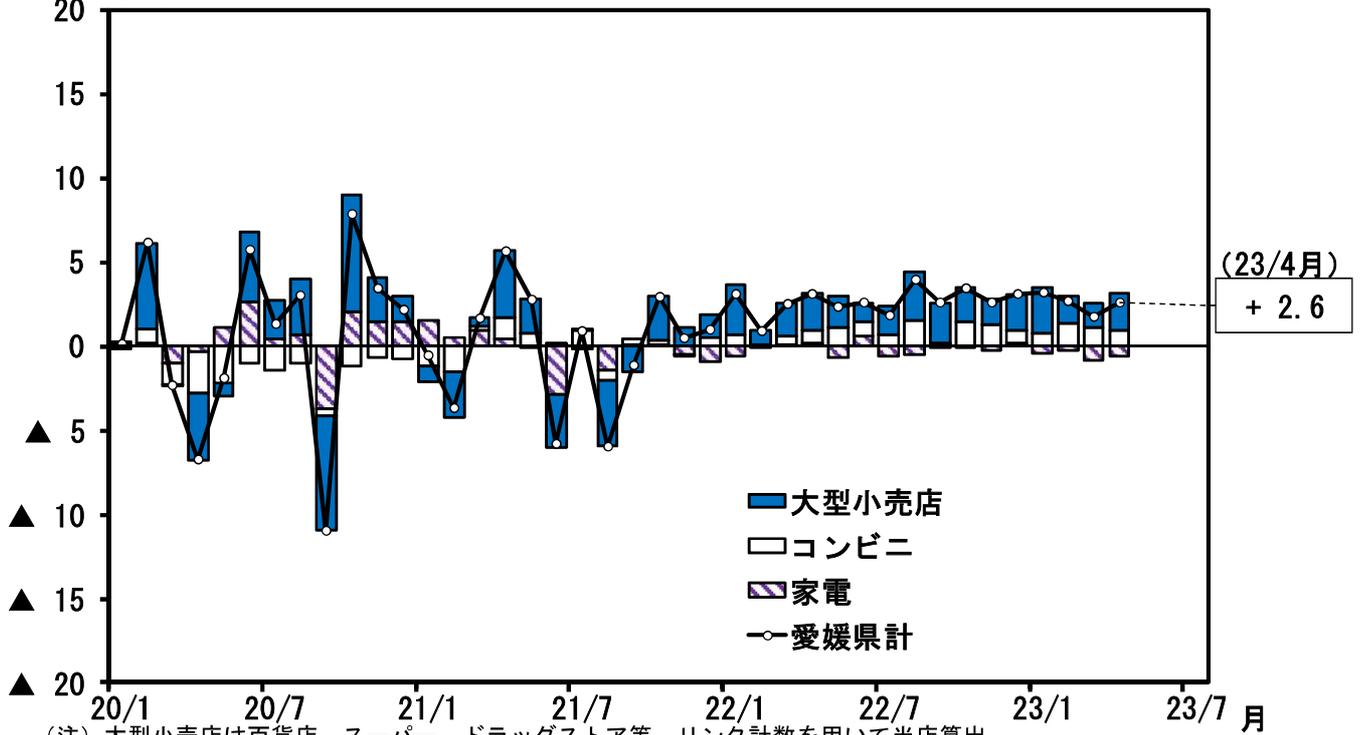


(注) 愛媛県短観の21年度は実績値。22~23年度は23/3月時点の計画値。

(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省

▽大型小売店等の販売額

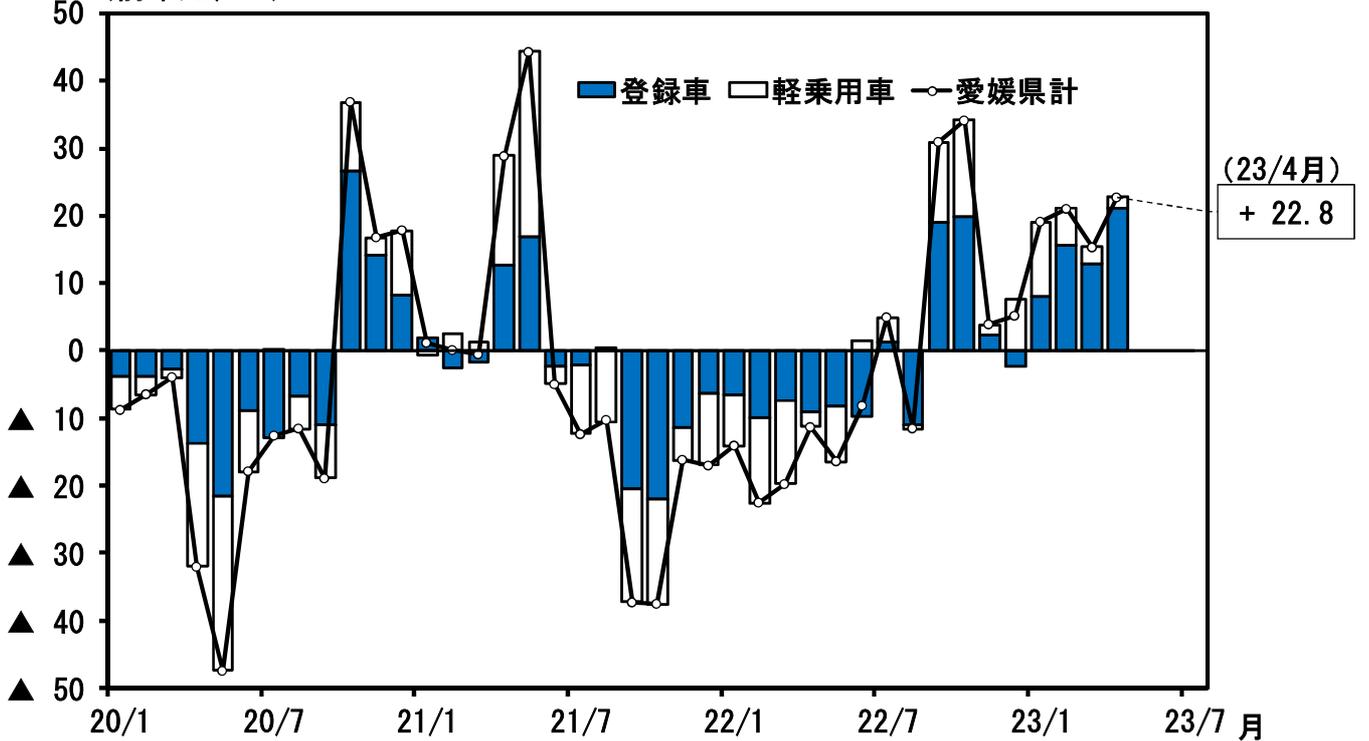
(前年比、%)



(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク計数を用いて当店算出。
(出所) 経済産業省

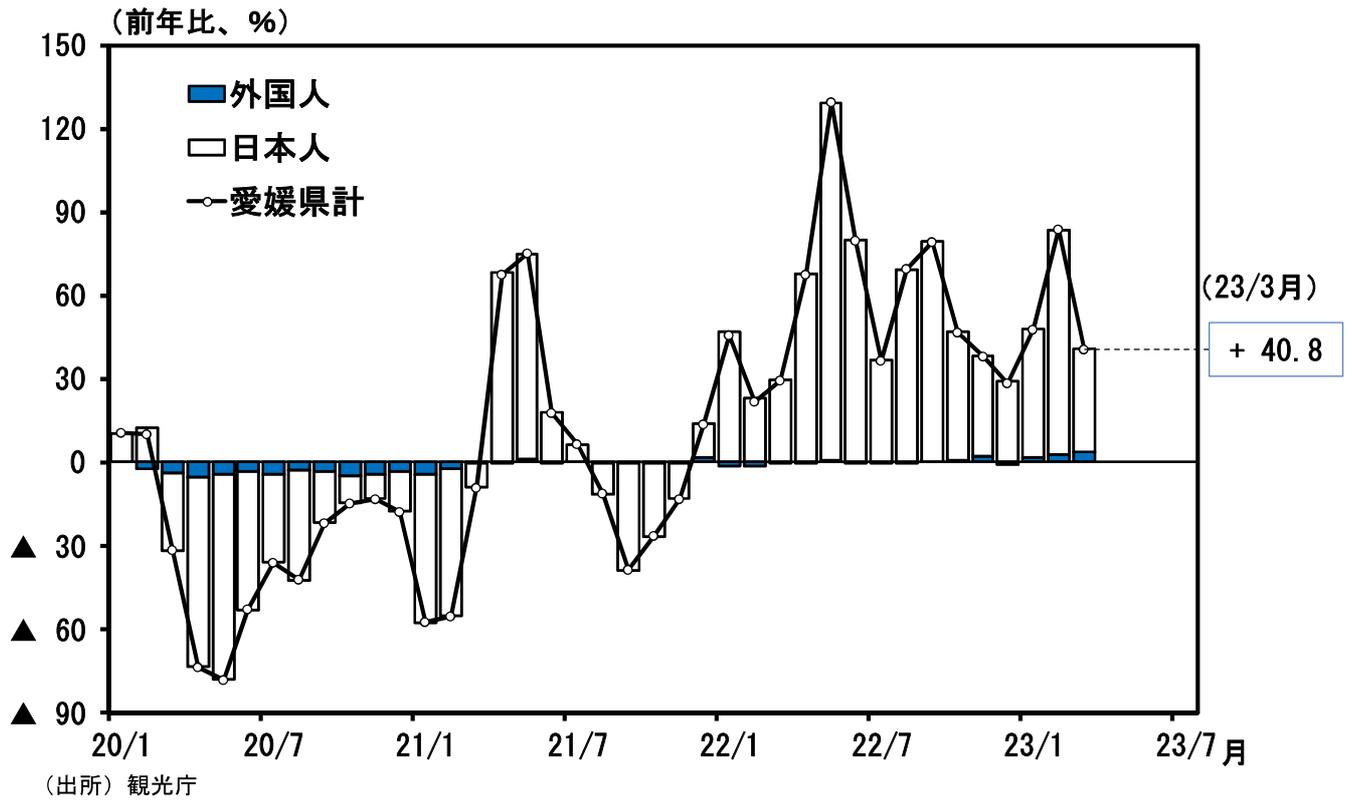
▽新車登録・届出台数

(前年比、%)

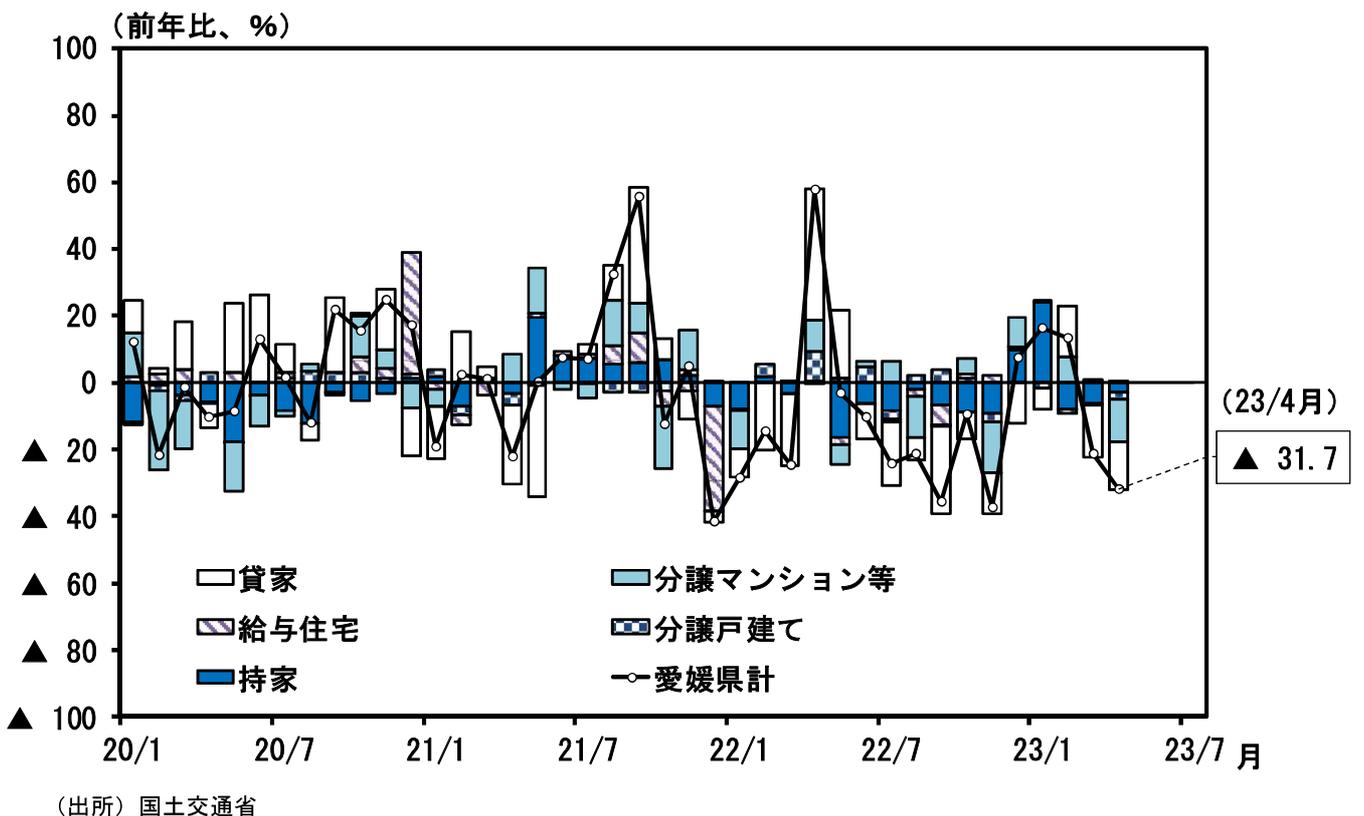


(出所) 四国運輸局

▽延べ宿泊者数

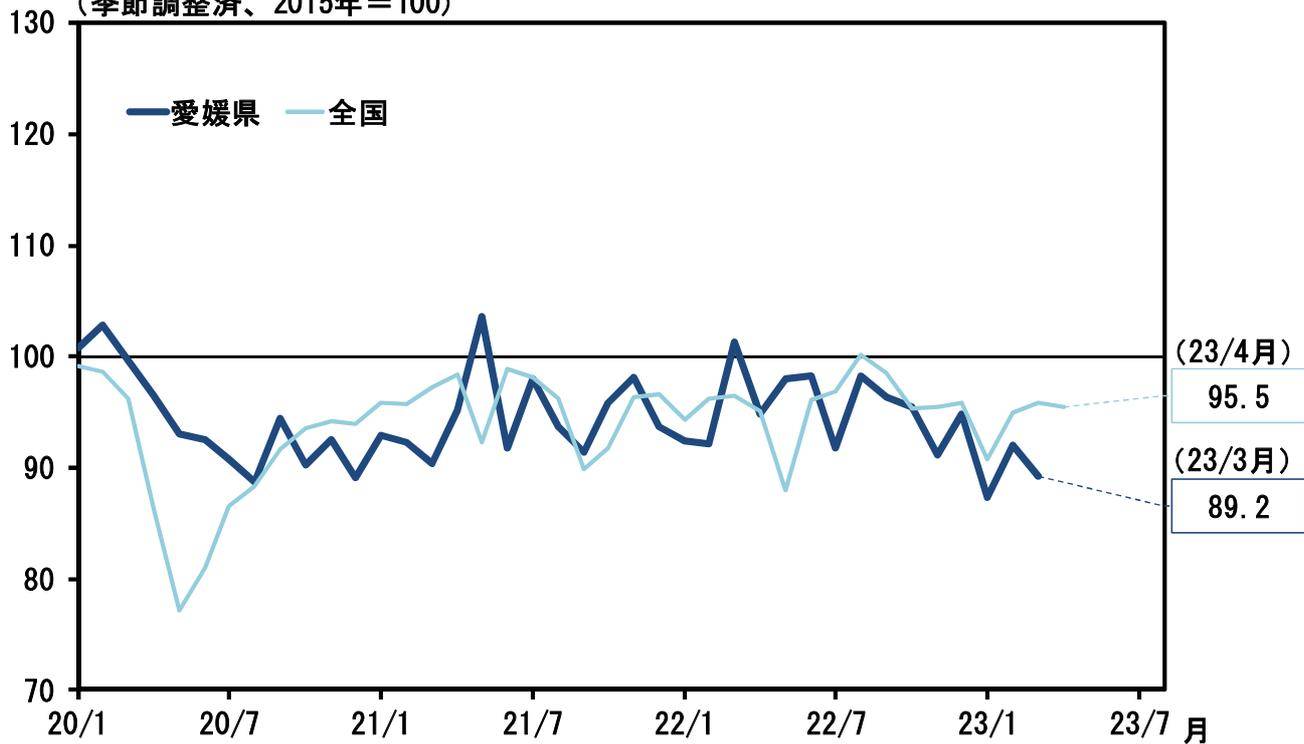


▽新設住宅着工戸数



▽ 鉱工業生産指数

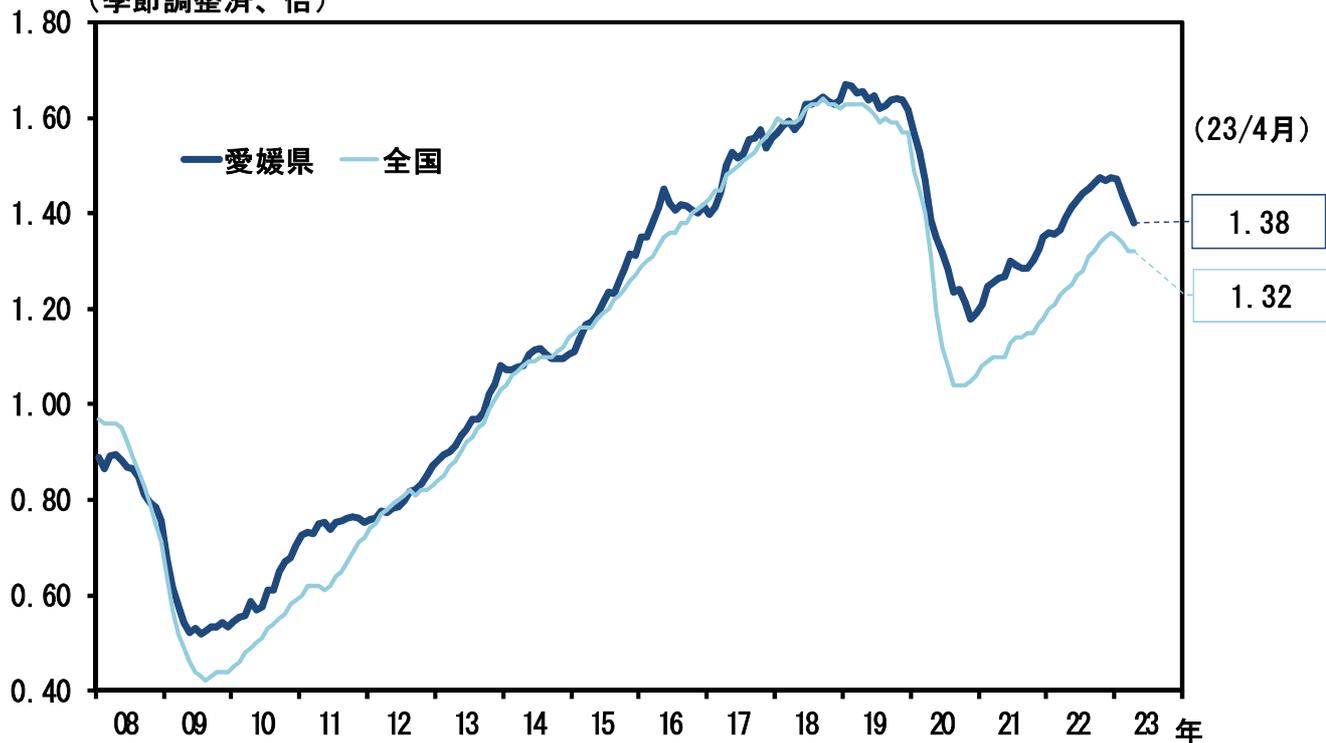
(季節調整済、2015年=100)



(出所) 愛媛県、経済産業省

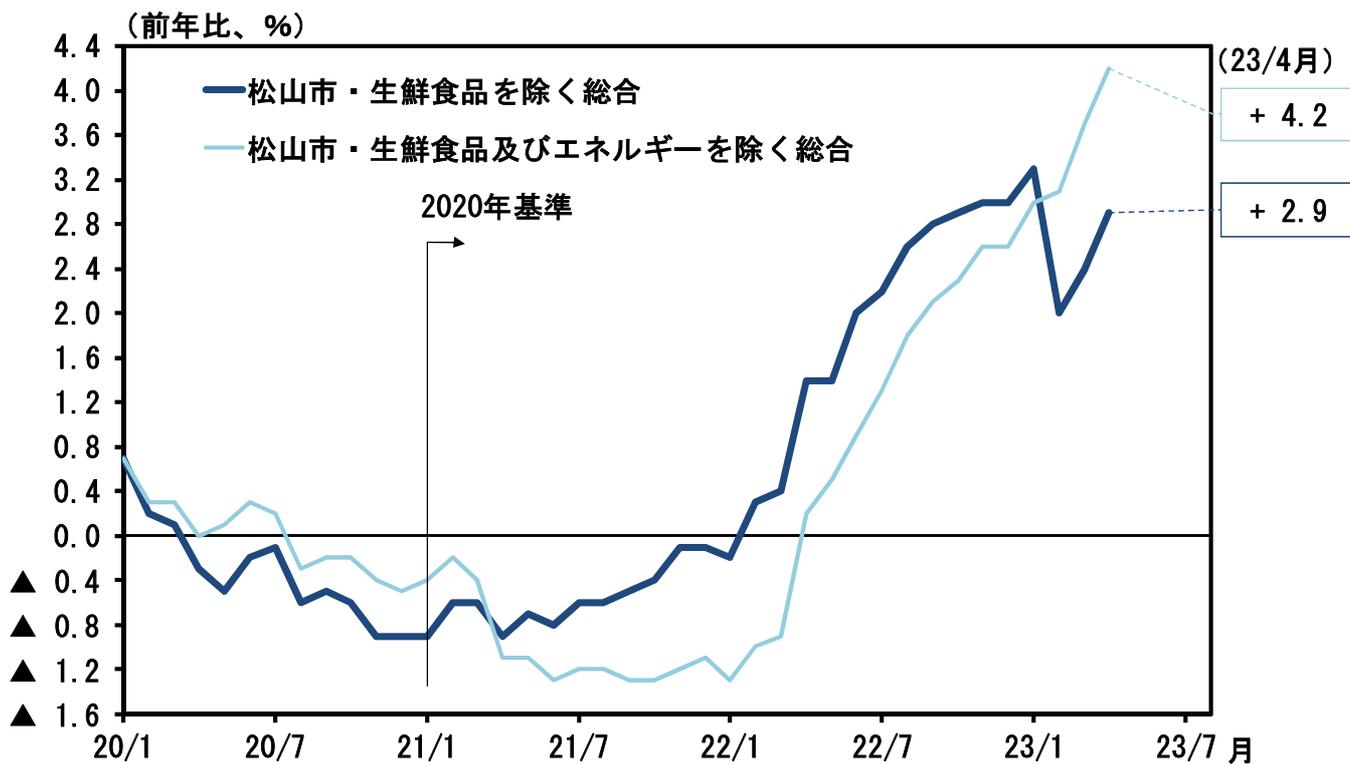
▽ 有効求人倍率

(季節調整済、倍)



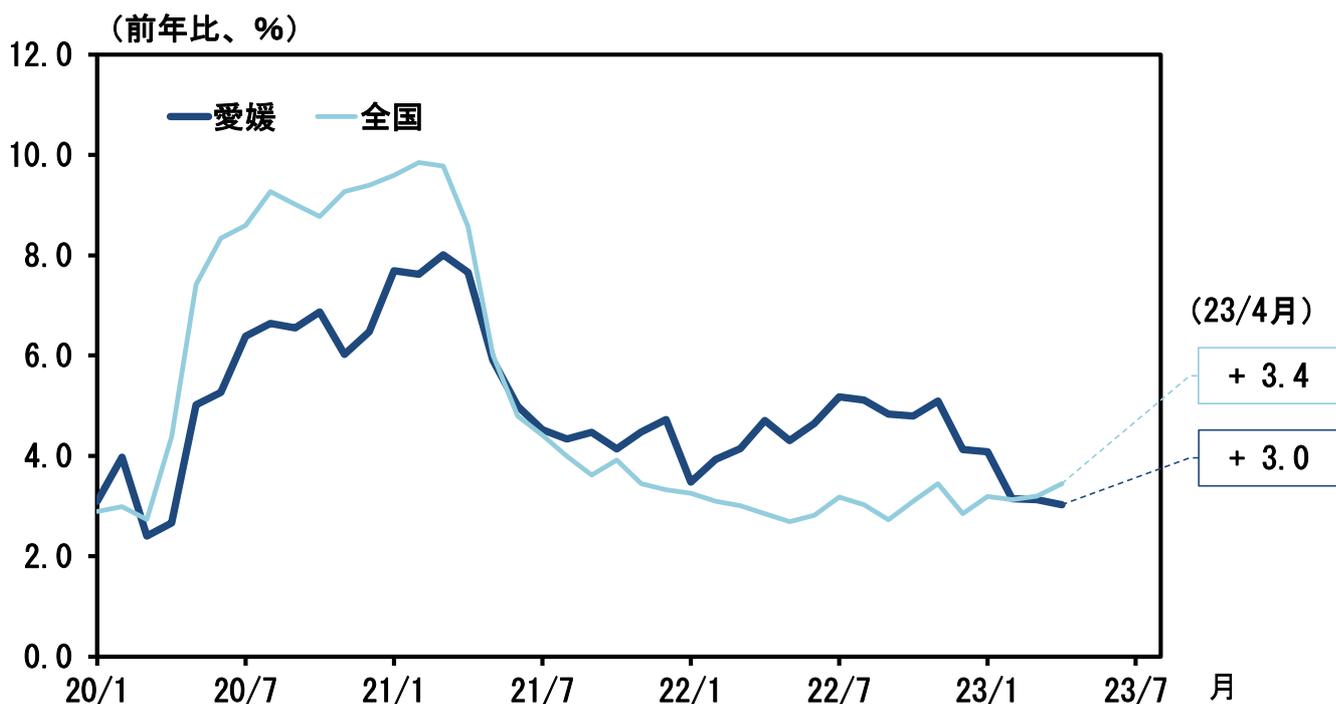
(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

▽消費者物価指数



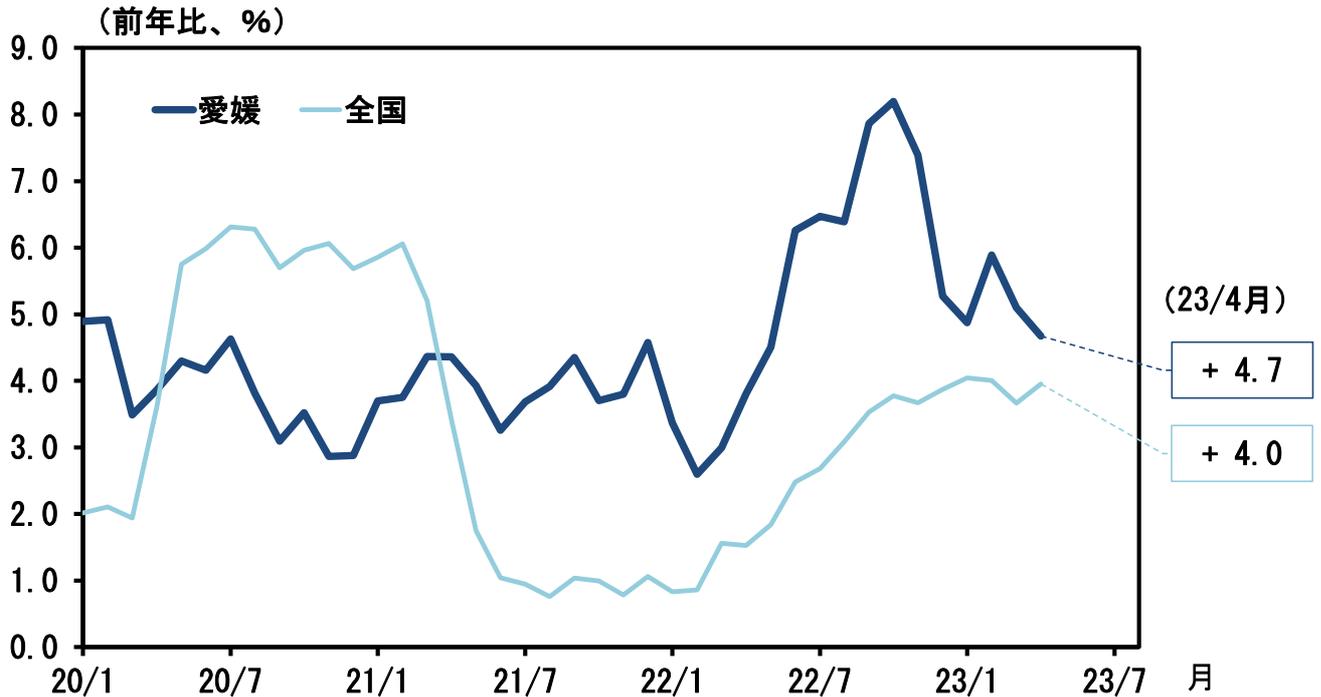
(注) 19~20年は2015年基準、21年以降は2020年基準。
(出所) 総務省

▽実質預金(月末残高)



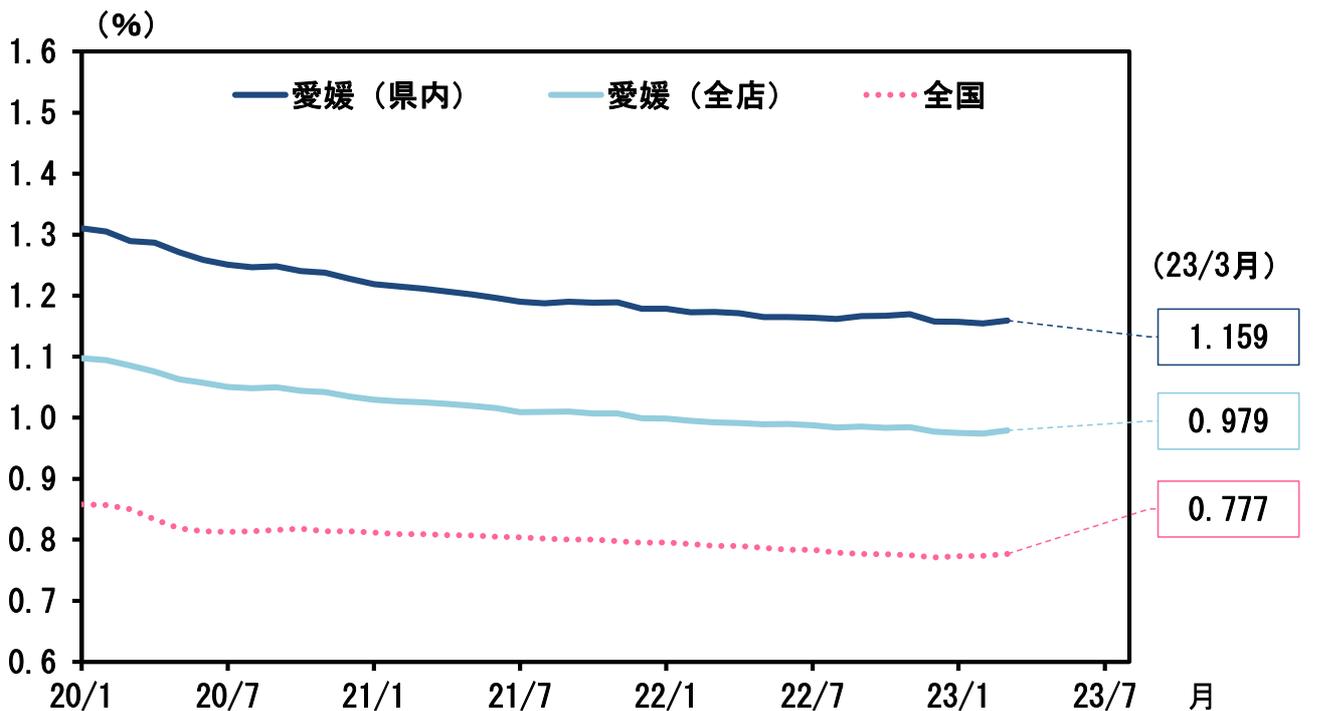
(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
4. 銀行勘定を集計(オフショア勘定を除く)。
5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したもの。
(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。
 (出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛(県内)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。
 2. 愛媛(全店)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分(県外店舗を含む)。
 3. 全国…国内銀行分。
 4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 5. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店

愛媛労働局発表
令和5年6月30日(金)

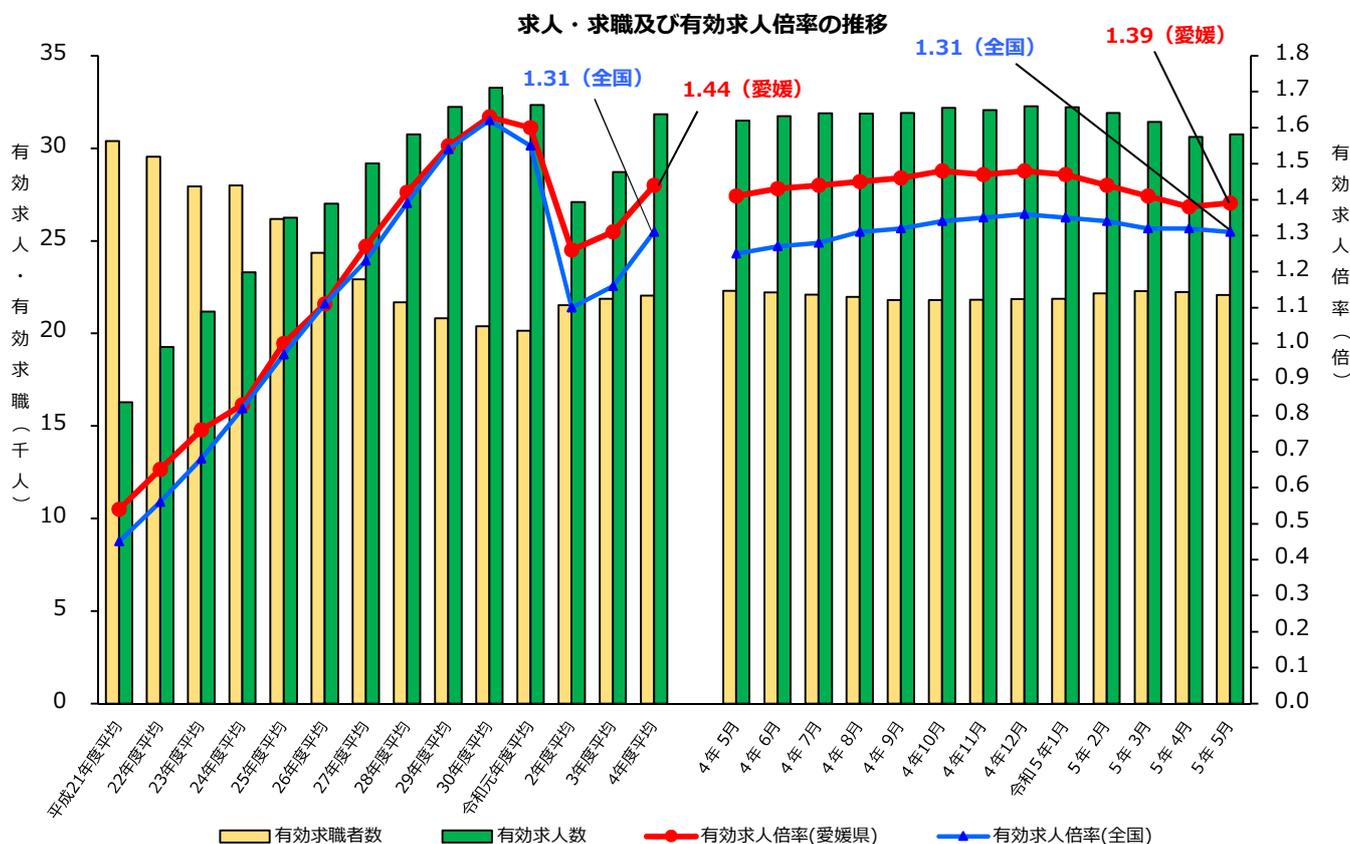
愛媛労働局職業安定部職業安定課
担当 課長 和田 雅裕
課長補佐 満田 剛大
地方労働市場情報官 阿部 慎司
電話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和5年5月分）について
— 有効求人倍率は1.39倍(季節調整値) —
前月比は0.01ポイント上昇

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.39倍で前月比は0.01ポイント上昇した。
正社員求人倍率（原数値）は、1.09倍で前年同月比0.02ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、中予の地域で前年同月を上回ったが、東・南予の地域で前年同月を下回った。東予地域は1.34倍、中予地域は1.26倍、南予地域は1.25倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で2か月ぶり増加した。
主な産業別では、「運輸業、郵便業」（13.8%増）、「医療、福祉」（6.0%増）、「製造業」（0.6%増）で前年同月を上回ったが、「建設業」（13.0%減）、「サービス業」（3.7%減）、「卸売業、小売業」（0.6%減）、「宿泊業、飲食サービス業」（0.6%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で3か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和5年5月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料P11.13]

項目	令和5年5月	前月差	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.39 倍	0.01 p	前月差で5か月ぶり上昇	
有効求人	30,748	0.4 %	前月比で5か月ぶり増加	129
有効求職	22,064	▲ 0.7 %	前月比で2か月連続減少	▲ 163
新規求人倍率	2.51 倍	0.18 p	前月差で2か月ぶり上昇	
新規求人	10,894	3.3 %	前月比で2か月ぶり増加	352
新規求職	4,341	▲ 4.0 %	前月比で2か月ぶり減少	▲ 183

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料P7]

項目	令和5年5月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.09 倍	0.02 p	前年同月差で24か月連続上昇

【地域別】 [資料P8.9]

項目	令和5年5月	前年同月差	ポイント
東 予	1.34 倍	▲ 0.08 p	前年同月差で3か月連続低下
中 予	1.26 倍	0.04 p	前年同月差で24か月連続上昇
南 予	1.25 倍	▲ 0.12 p	前年同月差で4か月連続低下

2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和5年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	30,053	▲ 1.6 %	前年同月比で2か月連続減少	▲ 487
新規求人	10,804	0.5 %	前年同月比で2か月ぶり増加	55
（主な産業）	建設業	804	▲ 13.0 %	▲ 120
	製造業	1,371	0.6 %	8
	運輸業, 郵便業	568	13.8 %	69
	卸売業, 小売業	1,530	▲ 0.6 %	▲ 9
	宿泊業, 飲食サービス業	638	▲ 0.6 %	▲ 4
	医療, 福祉	3,134	6.0 %	178
	サービス業	1,486	▲ 3.7 %	▲ 57

【一般・パート別(有効求人)状況】

一般求人は前年同月比1.7%減少、パート求人は前年同月比1.4%減少となった。

3 求 職 [資料 P 10]

項 目	令和 5 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有 効 求 職	23,392	▲ 0.4 %	前年同月比で 3 か月連続減少	▲ 94
新 規 求 職	4,664	▲ 0.9 %	前年同月比で 3 か月連続減少	▲ 41

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項 目	令和 5 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在 職 者	789	▲ 0.9 %	前年同月比で 2 か月ぶり減少	▲ 7
離 職 者	1,758	4.8 %	前年同月比で 3 か月ぶり増加	81
事 業 主 都 合 離 職 者	298	▲ 5.1 %	前年同月比で 2 か月ぶり減少	▲ 16
自 己 都 合 離 職 者	1,373	7.5 %	前年同月比で 3 か月ぶり増加	96
無 業 者	261	11.1 %	前年同月比で 12 か月ぶり増加	26

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 1.1 % 減少、パート求職者は前年同月比 0.5 % 増加となった。

4 就 職 [資料 P 10]

項 目	令和 5 年 5 月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月差)	
当 月	就 職 件 数	1,565	▲ 0.9 %	前年同月比で 2 か月連続減少	▲ 15
	就 職 率	33.6 %	0.0 p	前年同月差で同水準	
累 計 (4~5月)	就 職 件 数	3,144	▲ 2.7 %	前年同月比で減少	▲ 88
	就 職 率	29.4 %	▲ 0.3 p	前年同期比で低下	

5 雇用保険関係

項 目	令和 5 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 1,970	18.3 %	前年同月比で 2 か月ぶり増加	305
受給者実人員	4,583	10.1 %	前年同月比で 2 か月連続増加	419
月末現在雇用保険被保険者数	402,186	▲ 0.2 %	前年同月比で 32 か月連続減少	▲ 770

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が減少しており、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成を進めている。とりわけ、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和 5 年 6 月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 8月1日(火) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 8月1日(火)

産業別新規求人への動向

令和5年5月

産業分類	4年				5年				年度合計 (対前年度比)					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月
農 林 漁 業	77	104	92	97	165	134	130	88	64	117	91	64	82	146
	57.1	▲ 5.5	▲ 1.1	▲ 27.1	▲ 4.1	▲ 8.8	11.1	7.3	▲ 9.9	▲ 12.0	8.3	▲ 17.9	6.5	▲ 5.8
鉱業、砕石業、砂利採取業	3	3	6	7	10	6	8	4	11	6	4	8	2	10
	▲ 57.1	0.0	50.0	—	100.0	▲ 25.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0	14.3	▲ 33.3	0.0
建 設 業	924	1,131	751	857	1,012	845	956	969	861	927	938	723	804	1,527
	2.1	12.9	3.3	▲ 2.9	▲ 4.0	1.0	7.1	12.8	3.9	▲ 7.7	▲ 6.3	▲ 7.2	▲ 13.0	▲ 10.3
製 造 業	1,363	1,429	1,356	1,563	1,409	1,599	1,463	1,206	1,412	1,531	1,257	1,284	1,371	2,655
	43.3	25.8	22.8	61.1	10.4	26.9	12.3	0.3	2.5	10.1	▲ 10.1	3.7	0.6	2.1
食 料 品 製 造 業	230	312	290	264	359	366	238	212	313	261	237	278	184	462
	36.9	31.1	14.2	95.6	21.7	26.6	35.2	▲ 13.1	▲ 9.0	13.5	▲ 22.3	▲ 7.0	▲ 20.0	▲ 12.7
織 維 工 業	147	155	176	138	157	174	153	100	214	185	109	175	156	331
	32.4	42.2	114.6	55.1	37.7	22.5	36.6	▲ 7.4	51.8	22.5	▲ 35.1	19.9	6.1	13.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	108	198	135	112	165	156	106	170	144	130	150	137	117	254
	6.9	53.5	8.0	▲ 21.1	58.7	9.9	▲ 40.4	12.6	27.4	▲ 21.7	▲ 13.3	7.0	8.3	7.6
金 属 製 品 製 造 業	110	114	97	118	104	102	125	106	110	160	100	98	108	206
	44.7	▲ 7.3	4.3	49.4	▲ 6.3	8.5	10.6	1.0	▲ 14.1	70.2	▲ 9.1	10.1	▲ 1.8	3.5
はん用機械器具製造業	86	106	101	184	100	184	198	84	77	184	70	80	184	264
	28.4	23.3	94.2	178.8	44.9	121.7	195.5	64.7	24.2	142.1	20.7	5.3	114.0	63.0
生産用機械器具製造業	57	105	90	86	92	85	113	87	60	85	90	53	69	122
	▲ 16.2	26.5	55.2	10.3	▲ 9.8	44.1	14.1	▲ 23.0	▲ 25.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 33.8	21.1	▲ 10.9
電 気 機 械 器 具 製 造 業	181	47	34	149	38	52	105	29	41	135	50	45	111	156
	376.3	14.6	70.0	547.8	▲ 29.6	57.6	▲ 34.0	▲ 45.3	▲ 6.8	▲ 22.9	▲ 27.5	73.1	▲ 38.7	▲ 24.6
輸送用機械器具製造業	167	198	163	189	162	217	187	149	217	171	165	152	183	335
	41.5	22.2	▲ 22.7	45.4	▲ 8.0	18.6	19.1	▲ 11.3	2.4	▲ 1.7	▲ 11.8	▲ 3.8	9.6	3.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	3	5	10	2	1	2	11	2	14	7	8	6	4	10
	▲ 40.0	400.0	42.9	▲ 33.3	▲ 66.7	▲ 60.0	175.0	▲ 33.3	27.3	133.3	33.3	▲ 50.0	33.3	▲ 33.3
情 報 通 信 業	74	97	128	75	93	117	99	168	91	64	130	104	74	178
	▲ 32.7	▲ 31.2	8.5	▲ 13.8	▲ 35.0	7.3	12.5	▲ 7.2	▲ 14.2	▲ 22.9	32.7	▲ 32.9	0.0	▲ 22.3
運 輸 業 ， 郵 便 業	499	489	542	526	611	675	553	410	553	579	400	460	568	1,028
	20.8	▲ 4.5	19.9	▲ 12.9	19.3	26.6	▲ 4.5	▲ 11.1	2.6	12.0	▲ 17.7	▲ 16.2	13.8	▲ 1.9
卸 売 業 ， 小 売 業	1,539	1,349	1,479	1,579	1,585	1,580	1,534	1,343	1,725	1,394	1,561	1,515	1,530	3,045
	14.4	▲ 4.9	11.7	14.0	8.9	18.4	18.9	11.6	18.4	▲ 5.0	21.7	2.0	▲ 0.6	0.7
金 融 業 ， 保 険 業	81	82	89	73	85	93	69	75	94	65	55	100	71	171
	12.5	▲ 21.9	▲ 5.3	35.2	▲ 23.4	▲ 7.9	▲ 22.5	▲ 24.2	▲ 16.1	▲ 23.5	▲ 53.0	2.0	▲ 12.3	▲ 4.5
不 動 産 業 ， 物 品 賃 借 業	87	79	73	104	55	99	104	64	98	93	65	97	91	188
	2.4	43.6	10.6	22.4	▲ 30.4	▲ 16.8	▲ 31.6	0.0	44.1	▲ 28.5	▲ 24.4	38.6	4.6	19.7
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	261	192	216	295	156	292	302	144	279	267	172	259	234	493
	16.5	▲ 36.0	▲ 42.1	24.5	▲ 44.9	▲ 18.0	16.6	▲ 20.4	▲ 2.1	9.9	▲ 15.3	7.5	▲ 10.3	▲ 1.8
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	642	620	584	712	680	676	703	548	672	607	594	628	638	1,266
	110.5	53.1	5.6	67.9	63.9	13.2	▲ 1.0	6.4	25.4	10.6	12.1	1.5	▲ 0.6	0.4
宿 泊 業	176	236	176	228	249	207	214	179	191	173	218	162	237	399
	144.4	162.2	57.1	100.0	109.2	66.9	13.2	33.6	55.3	31.1	29.8	▲ 20.2	34.7	5.3
飲 食 サ ー ビ ス 業	466	384	408	484	431	469	489	369	481	434	376	466	401	867
	100.0	21.9	▲ 7.5	56.1	45.6	▲ 0.8	▲ 6.1	▲ 3.1	16.5	4.1	3.9	12.0	▲ 13.9	▲ 1.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	280	393	404	329	387	454	252	355	409	345	386	377	333	710
	▲ 12.5	36.5	7.7	33.2	16.6	10.5	▲ 9.4	21.2	▲ 15.7	12.0	23.7	▲ 23.4	18.9	▲ 8.0
教 育 ， 学 習 支 援 業	89	128	138	99	123	115	113	84	156	166	147	90	131	221
	4.7	▲ 0.8	74.7	65.0	23.0	▲ 1.7	41.3	▲ 49.1	43.1	25.8	▲ 21.0	▲ 13.5	47.2	14.5
医 療 ， 福 祉	2,956	3,062	2,949	3,093	2,959	3,116	3,442	3,215	3,456	3,421	3,118	2,898	3,134	6,032
	0.4	3.1	1.9	▲ 0.7	1.4	4.3	6.7	13.6	7.9	12.5	▲ 2.5	▲ 3.3	6.0	1.3
医 療 業	949	976	1,071	993	963	1,086	1,300	1,049	1,192	1,202	1,091	955	1,141	2,096
	8.1	0.0	13.8	7.5	▲ 3.2	6.8	33.6	12.8	7.1	21.2	0.7	▲ 9.6	20.2	4.5
社会保険・社会福祉・介護事業	1,997	2,078	1,844	2,059	1,981	1,989	2,123	2,120	2,229	2,190	2,000	1,911	1,967	3,878
	▲ 2.8	4.8	▲ 3.6	▲ 5.0	3.5	2.1	▲ 5.1	12.3	9.7	8.3	▲ 4.6	2.4	▲ 1.5	0.4
複 合 サ ー ビ ス 専 業	139	81	104	95	134	202	73	59	87	101	79	107	57	164
	58.0	65.3	62.5	▲ 12.0	148.1	5.2	25.9	78.8	▲ 2.2	46.4	43.6	3.9	▲ 59.0	▲ 32.2
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,543	1,950	1,646	1,501	1,784	1,647	1,426	1,672	1,336	1,414	1,804	1,266	1,486	2,752
	30.4	37.1	29.0	36.2	42.3	▲ 9.4	▲ 11.2	24.6	▲ 20.5	▲ 9.0	10.3	▲ 15.0	▲ 3.7	▲ 9.2
職業紹介・労働者派遣業	669	830	728	689	763	729	632	775	546	579	657	509	605	1,114
	51.7	67.7	42.2	34.0	24.7	▲ 6.8	▲ 16.6	21.5	▲ 17.1	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 14.5	▲ 9.6	▲ 11.9
公 務 (他に分類されるものを除く)・ そ の 他	189	193	142	171	169	278	494	444	569	510	360	209	194	403
	19.6	22.2	30.3	27.6	39.7	71.6	55.8	9.6	36.1	34.6	30.9	▲ 19.0	2.6	▲ 9.8
合 計	10,749	11,387	10,709	11,178	11,418	11,930	11,732	10,850	11,887	11,614	11,169	10,195	10,804	20,999
	18.2	11.6	10.3	16.1	11.0	7.5	6.1	9.3	4.4	4.7	2.0	▲ 5.4	0.5	▲ 2.4

(注) 1 上段：新規求人数（原数値、パートを含む。）、下段：新規求人の対前年度比。

2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安定所別・主要産業別新規求人への動向
 (令和5年5月対前年増減数)

	松山		今治		新居浜		西条		四国中央		八幡浜		宇和島		大洲		県計				
	5年 5月	4年 5月	5年 5月																		
農, 林, 漁業	5	9	▲4	4	▲1	2	4	▲2	12	3	0	5	12	▲7	33	20	13	▲6	82	77	5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	1	▲1	0	2	0	0	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	▲1
建設業	460	496	▲36	59	▲4	98	133	▲35	74	60	▲12	18	19	▲1	37	58	▲21	▲25	804	924	▲120
製造業	432	335	97	281	49	89	138	▲49	153	168	▲15	7	59	▲10	44	59	▲15	▲76	1,371	1,363	8
電気・ガス, 熱供給・水道業	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	▲2	4	3	1
情報通信業	64	56	8	1	▲4	6	0	6	0	2	0	0	0	0	1	13	▲12	0	74	74	0
運輸業, 郵便業	265	264	1	48	37	85	63	22	21	13	8	12	17	▲5	25	23	2	2	568	499	69
卸売業, 小売業	917	970	▲53	84	135	75	78	▲3	84	127	▲43	5	60	49	11	107	162	▲55	1,530	1,539	▲9
金融業, 保険業	42	43	▲1	11	23	2	2	0	0	1	▲1	3	2	0	6	2	4	7	71	81	▲10
不動産業 物品賃借業	71	57	14	4	▲10	3	4	▲1	4	1	3	0	2	▲2	1	1	0	1	91	87	4
学術研究・専門・ 技術サービス業	153	173	▲20	15	30	14	25	▲11	6	0	6	1	1	3	34	22	12	▲3	234	261	▲27
宿泊業, 飲食サービス業	379	382	▲3	34	▲26	39	28	11	44	22	22	23	27	▲4	40	54	▲14	▲2	638	642	▲4
生活関連サービス業, 娯楽業	163	137	26	19	16	68	30	38	21	49	▲28	4	26	13	17	24	▲7	4	333	280	53
教育, 学習支援業	76	69	7	6	3	9	5	4	20	3	17	3	1	2	9	3	6	3	131	89	42
医療, 福祉	1,860	1,681	179	294	31	352	296	56	162	116	46	151	157	▲6	127	204	▲77	▲11	3,134	2,956	178
医療業	614	449	165	155	39	99	67	32	64	43	21	64	58	6	39	96	▲57	▲12	1,141	949	192
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,228	1,224	4	139	▲8	253	227	26	98	73	25	87	99	▲12	80	108	▲28	1	1,967	1,997	▲30
複合サービス事業	21	83	▲62	7	3	5	0	5	6	14	▲8	3	4	▲1	4	9	▲5	▲9	57	139	▲82
サービス業 (他に分類されないものを除く)	1,000	1,086	▲86	63	5	226	138	88	77	96	▲19	19	6	13	52	70	▲18	▲17	1,486	1,543	▲57
公募(他に分類されるものを除く)・その他	65	87	▲22	19	14	1	17	▲16	13	7	6	29	15	14	21	16	5	4	194	189	5
合計	5,974	5,930	44	1,169	994	1,075	961	114	709	691	18	563	588	▲25	559	740	▲181	▲127	10,804	10,749	55

(注) パートを含む。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和5年5月

愛媛労働局

	求職者計	①		②				③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【3,180】	【1,004】	【1,907】	【60】	【414】	【1,395】	【36】	【269】	【37】	【232】
平成30年度	38,158	12,045	22,888	724	4,967	16,738	435	3,225	441	2,784
	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 0.9	10.5	▲ 1.7	▲ 1.0	1.6	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 13.4
【月平均】	【2,966】	【910】	【1,807】	【56】	【374】	【1,344】	【31】	【228】	【32】	【196】
令和元年度	35,591	10,923	21,688	673	4,484	16,133	368	2,737	380	2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】	【2,761】	【804】	【1,748】	【50】	【449】	【1,219】	【27】	【197】	【33】	【165】
令和2年度	33,136	9,644	20,972	605	5,383	14,627	327	2,368	392	1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
【月平均】	【2,776】	【868】	【1,678】	【45】	【334】	【1,258】	【38】	【231】	【33】	【198】
令和3年度	33,314	10,413	20,131	541	4,008	15,091	452	2,770	400	2,370
	0.5	8.0	▲ 4.0	▲ 10.6	▲ 25.5	3.2	38.2	17.0	2.0	19.9
【月平均】	【2,714】	【849】	【1,654】	【47】	【299】	【1,275】	【31】	【211】	【32】	【179】
令和4年度	32,573	10,192	19,850	564	3,583	15,294	375	2,531	385	2,146
	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 1.4	4.3	▲ 10.6	1.3	▲ 17.0	▲ 8.6	▲ 3.8	▲ 9.5
令和3年5月	2,485	659	1,620	46	342	1,201	28	206	44	162
	▲ 3.7	11.3	▲ 8.0	▲ 13.2	▲ 26.0	▲ 0.7	▲ 17.6	12.0	83.3	1.3
6月	2,699	855	1,618	41	339	1,197	39	226	25	201
	▲ 3.8	8.9	▲ 8.1	0.0	▲ 27.1	▲ 2.3	44.4	8.1	▲ 16.7	12.3
7月	2,733	889	1,618	34	341	1,197	43	226	30	196
	▲ 2.1	13.0	▲ 11.4	▲ 37.0	▲ 29.8	▲ 4.6	48.3	25.6	7.1	28.9
8月	2,754	911	1,639	40	308	1,256	32	204	33	171
	7.7	13.3	3.0	2.6	▲ 6.9	4.8	60.0	26.7	37.5	24.8
9月	2,662	837	1,587	33	277	1,216	55	238	31	207
	▲ 4.1	2.1	▲ 9.8	▲ 17.5	▲ 48.1	4.7	150.0	20.8	▲ 6.1	26.2
10月	2,734	811	1,694	53	320	1,286	32	229	30	199
	▲ 5.0	2.7	▲ 8.2	35.9	▲ 36.9	1.4	6.7	▲ 5.8	▲ 33.3	0.5
11月	2,450	760	1,463	23	246	1,150	40	227	32	195
	9.6	9.7	6.6	4.5	▲ 21.9	13.6	90.5	33.5	28.0	34.5
12月	2,138	753	1,235	30	245	925	33	150	25	125
	3.2	3.3	4.0	▲ 14.3	▲ 11.9	9.2	22.2	▲ 3.8	▲ 26.5	2.5
令和4年1月	3,189	1,071	1,865	46	338	1,426	52	253	35	218
	10.9	20.1	2.0	▲ 4.2	▲ 17.2	6.9	52.9	62.2	▲ 2.8	81.7
2月	2,838	1,048	1,569	38	272	1,223	34	221	27	194
	2.8	6.3	▲ 1.2	5.6	▲ 21.2	3.1	88.9	18.8	▲ 27.0	30.2
3月	3,154	1,091	1,741	38	306	1,358	33	322	41	281
	1.6	2.0	▲ 0.5	8.6	▲ 21.3	5.6	▲ 10.8	13.4	24.2	12.0
令和4年4月	3,466	740	2,423	135	560	1,687	32	303	42	261
	▲ 0.3	1.6	▲ 2.4	13.4	▲ 16.9	1.9	3.2	13.1	▲ 10.6	18.1
5月	2,708	796	1,677	56	314	1,277	29	235	39	196
	9.0	20.8	3.5	21.7	▲ 8.2	6.3	3.6	14.1	▲ 11.4	21.0
6月	2,744	870	1,660	50	290	1,287	29	214	26	188
	1.7	1.8	2.6	22.0	▲ 14.5	7.5	▲ 25.6	▲ 5.3	4.0	▲ 6.5
7月	2,574	784	1,609	37	304	1,237	29	181	19	162
	▲ 5.8	▲ 11.8	▲ 0.6	8.8	▲ 10.9	3.3	▲ 32.6	▲ 19.9	▲ 36.7	▲ 17.3
8月	2,716	858	1,663	42	275	1,308	32	195	30	165
	▲ 1.4	▲ 5.8	1.5	5.0	▲ 10.7	4.1	0.0	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 3.5
9月	2,625	825	1,581	38	249	1,263	31	219	27	192
	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	15.2	▲ 10.1	3.9	▲ 43.6	▲ 8.0	▲ 12.9	▲ 7.2
10月	2,630	758	1,676	44	331	1,275	24	196	27	169
	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 1.1	▲ 17.0	3.4	▲ 0.9	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 10.0	▲ 15.1
11月	2,343	770	1,387	23	278	1,049	37	186	36	150
	▲ 4.4	1.3	▲ 5.2	0.0	13.0	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 18.1	12.5	▲ 23.1
12月	2,002	737	1,126	20	178	903	24	139	27	112
	▲ 6.4	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 33.3	▲ 27.3	▲ 2.4	▲ 27.3	▲ 7.3	8.0	▲ 10.4
令和5年1月	2,900	982	1,744	38	257	1,407	40	174	33	141
	▲ 9.1	▲ 8.3	▲ 6.5	▲ 17.4	▲ 24.0	▲ 1.3	▲ 23.1	▲ 31.2	▲ 5.7	▲ 35.3
2月	2,919	1,102	1,604	32	246	1,280	42	213	46	167
	2.9	5.2	2.2	▲ 15.8	▲ 9.6	4.7	23.5	▲ 3.6	70.4	▲ 13.9
3月	2,946	970	1,700	49	301	1,321	26	276	33	243
	▲ 6.6	▲ 11.1	▲ 2.4	28.9	▲ 1.6	▲ 2.7	▲ 21.2	▲ 14.3	▲ 19.5	▲ 13.5
令和5年4月	3,416	772	2,347	140	587	1,578	35	297	25	272
	▲ 1.4	4.3	▲ 3.1	3.7	4.8	▲ 6.5	9.4	▲ 2.0	▲ 40.5	4.2
5月	2,808	789	1,758	57	298	1,373	29	261	35	226
	3.7	▲ 0.9	4.8	1.8	▲ 5.1	7.5	0.0	11.1	▲ 10.3	15.3
【月平均】	【3,112】	【781】	【2,053】	【99】	【443】	【1,476】	【32】	【279】	【30】	【249】
当年度累計	6,224	1,561	4,105	197	885	2,951	64	558	60	498
前年同期	6,174	1,536	4,100	191	874	2,964	61	538	81	457
前年同期比	0.8	1.6	0.1	3.1	1.3	▲ 0.4	4.9	3.7	▲ 25.9	9.0

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人
直接応募した数値は、令和5年度4月以降(令和3年9月～令和5年3月は含まれない。)は含む。
【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項 目	令和5年 5月	令和4年 5月	前年同月比 (差)
① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	13,469	13,586	▲ 0.9%
正社員			
② 月間有効求人数 (人)	14,655	14,500	1.1%
③ 新規求人数 (人)	5,188	4,919	5.5%
④ 就職件数 (件)	685	695	▲ 1.4%
⑤ 有効求人倍率 (倍) (②/①) (原数値)	1.09	1.07	0.02 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

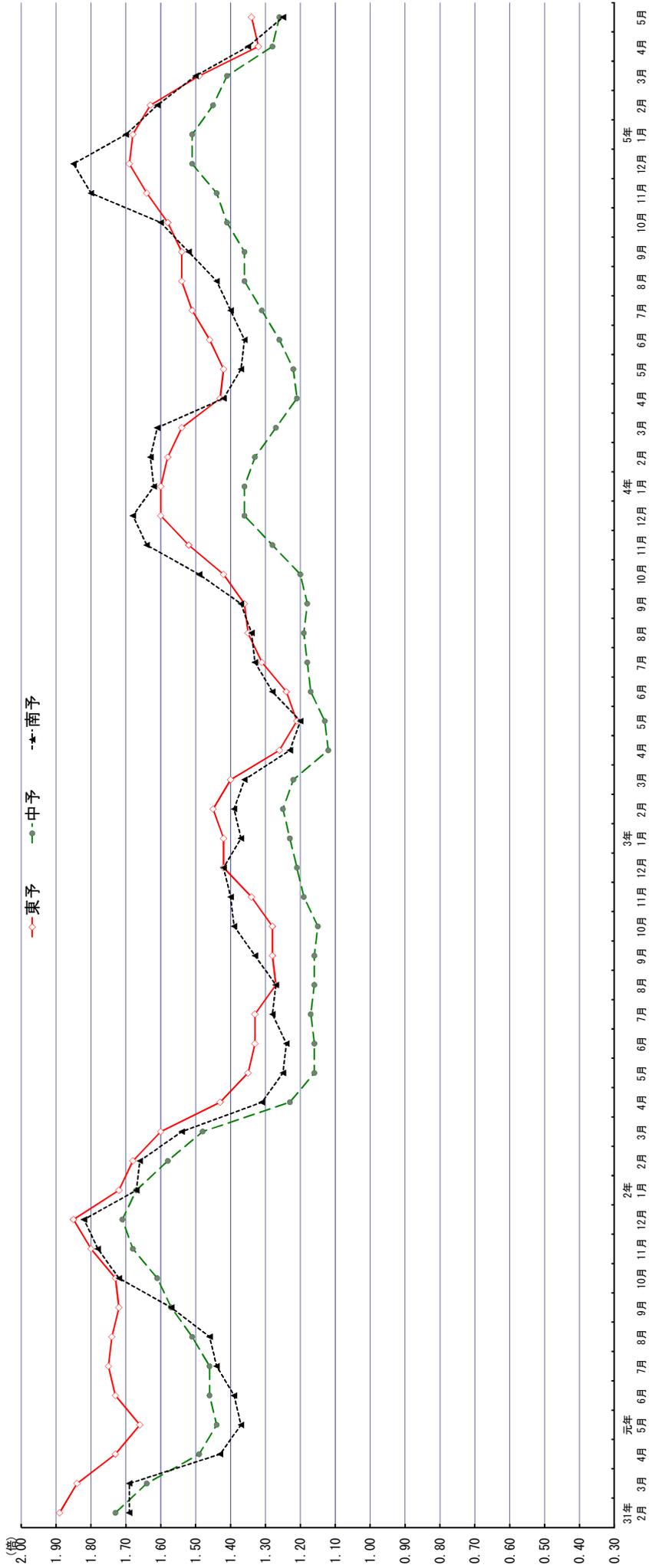
月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和5年5月	令和4年5月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.34	1.42	▲ 0.08p
	中予	1.26	1.22	0.04p
	南予	1.25	1.37	▲ 0.12p
	県計	1.28	1.30	▲ 0.02p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	7,247	6,925	4.6%
	中予	12,901	13,202	▲ 2.3%
	南予	3,244	3,359	▲ 3.4%
	県計	23,392	23,486	▲ 0.4%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,742	9,853	▲ 1.1%
	中予	16,268	16,077	1.2%
	南予	4,043	4,610	▲ 12.3%
	県計	30,053	30,540	▲ 1.6%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有効求人倍率の推移（原数値）



	元年					2年					3年					4年					5年																														
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																							
東予	1.89	1.84	1.73	1.66	1.73	1.75	1.74	1.72	1.73	1.80	1.85	1.72	1.68	1.60	1.43	1.35	1.33	1.33	1.27	1.28	1.28	1.34	1.42	1.45	1.40	1.26	1.21	1.24	1.31	1.35	1.36	1.42	1.52	1.60	1.60	1.58	1.54	1.43	1.42	1.46	1.51	1.54	1.54	1.69	1.68	1.63	1.49	1.32	1.34		
中予	1.73	1.64	1.49	1.44	1.46	1.46	1.51	1.57	1.61	1.68	1.71	1.67	1.58	1.48	1.23	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.15	1.19	1.21	1.23	1.25	1.22	1.12	1.13	1.17	1.18	1.19	1.18	1.20	1.28	1.36	1.36	1.36	1.27	1.21	1.22	1.26	1.31	1.36	1.41	1.44	1.51	1.45	1.41	1.28	1.26	
南予	1.69	1.69	1.43	1.37	1.39	1.44	1.46	1.57	1.72	1.78	1.82	1.67	1.66	1.54	1.31	1.25	1.24	1.28	1.27	1.33	1.39	1.40	1.42	1.37	1.39	1.36	1.23	1.20	1.28	1.33	1.34	1.37	1.49	1.64	1.68	1.62	1.63	1.61	1.42	1.37	1.36	1.40	1.44	1.52	1.60	1.80	1.70	1.61	1.50	1.35	1.25

一般職業紹介状況

令和5年5月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数			D 月間有効求人数			E 就職件数			F 充足数			求人倍率 (季節調整値)			就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)	
	常用	うち 学 生	うち 中高 年	常用	うち 学 生	うち 中高 年	常用	うち 学 生	うち 中高 年	常用	うち 学 生	うち 中高 年	常用	うち 学 生	うち 中高 年	常用	うち 学 生	うち 中高 年	新規	有効	新規 有効			
令和4年度	53,627	13,929	27,870	264,590	89,009	141,713	135,397	118,740	382,123	336,630	17,590	16,323	5,096	8,889	17,331	16,147	2,52	1.44	*	*	2.45	1.41	33.6	12.8
月平均	4,469	1,161	2,323	22,049	7,417	11,809	11,283	9,895	31,844	28,053	1,466	1,360	425	741	1,444	1,346	-	-	*	*	-	-	-	-
令和5年5月	4,705	1,203	2,452	23,486	7,462	12,818	10,749	9,443	30,540	27,036	1,580	1,463	457	790	1,561	1,451	2.28	1.30	2.45	1.41	2.54	1.43	33.6	14.5
6月	4,562	1,169	2,282	23,213	7,933	12,550	11,387	9,975	30,996	27,525	1,617	1,509	480	809	1,596	1,498	2.50	1.34	2.58	1.44	2.59	1.48	35.4	14.0
7月	4,084	1,139	2,042	22,211	7,996	11,836	10,709	9,454	30,737	27,249	1,354	1,266	370	647	1,307	1,229	2.62	1.38	2.63	1.45	2.61	1.47	33.2	12.2
8月	4,203	1,140	2,089	22,064	8,063	11,645	11,178	10,049	31,418	27,963	1,301	1,233	408	642	1,278	1,216	2.66	1.42	2.60	1.46	2.60	1.46	33.4	12.4
9月	4,294	1,092	2,166	22,060	7,877	11,671	11,418	9,991	31,616	28,101	1,434	1,382	434	701	1,418	1,353	2.66	1.43	2.61	1.47	2.59	1.48	33.2	11.6
10月	4,279	1,213	2,225	21,940	7,717	11,709	11,930	10,439	32,674	28,887	1,420	1,321	466	750	1,385	1,291	2.79	1.49	2.61	1.47	2.61	1.47	35.2	11.5
11月	3,877	1,039	1,951	21,402	7,302	11,382	11,732	10,275	33,097	29,110	1,366	1,265	431	700	1,346	1,256	3.03	1.55	2.75	1.48	2.75	1.48	36.6	10.4
12月	3,149	1,116	2,577	20,157	6,808	10,707	10,850	9,055	32,452	28,195	1,151	1,017	342	566	1,131	1,005	3.45	1.61	2.53	1.47	2.53	1.47	25.2	9.7
令和5年1月	4,703	1,229	2,507	20,732	6,926	11,034	11,887	10,460	32,872	28,600	1,183	1,076	351	618	1,158	1,054	2.53	1.59	2.44	1.44	2.44	1.44	30.3	12.6
2月	4,765	1,039	2,517	21,398	6,724	11,461	11,614	10,151	32,611	28,593	1,443	1,327	400	746	1,458	1,343	2.44	1.52	2.52	1.41	2.52	1.41	43.1	18.6
3月	4,843	1,116	2,577	22,437	6,922	12,062	11,169	9,767	32,453	28,529	2,089	1,949	529	1,116	2,073	1,941	2.31	1.45	2.33	1.38	2.33	1.38	26.2	15.2
令和5年4月	6,036	1,619	3,584	23,365	7,181	12,934	10,195	9,286	30,331	27,133	1,579	1,441	432	803	1,552	1,433	1.69	1.30	2.32	1.39	2.32	1.39	33.6	14.4
5月	4,664	1,297	2,599	23,392	7,449	13,056	10,804	9,668	30,053	27,100	1,565	1,470	424	839	1,560	1,482	2.32	1.28	2.51	1.39	2.51	1.39	33.6	14.4
前年同月比	▲ 0.9	▲ 0.3	7.8	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.5	2.4	▲ 1.6	0.2	▲ 0.9	0.5	▲ 7.2	6.2	▲ 0.1	2.1	0.04p	▲ 0.02p	0.18	0.01	0.18	0.01	0.0p	▲ 0.1p

(注)・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中予	山			今治			新居浜			西条			四国中央			八幡浜			宇和島			大洲		
	▲ 1.1	▲ 1.2	6.8	6.2	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 0.1	0.7	3.6	1.2	4.2	1.3	3.6	▲ 11.3	15.0	7.1	12.2	0.05p	0.04p	* <th>0.6p</th> <th>0.7p</th>	0.6p	0.7p	
2,311	2,300	657	1,207	12,901	12,866	3,862	6,932	5,974	5,292	16,268	14,499	648	602	172	367	688	727	688	2.59	1.26	*	28.0	12.2	
4.1	4.1	22.2	17.3	1.3	1.3	7.2	5.0	17.6	21.6	4.9	6.0	4.5	2.1	9.1	0.0	1.7	▲ 1.7	▲ 1.7	0.27p	0.04p	*	0.2p	▲ 2.4p	
511	508	143	319	2,446	2,433	862	1,417	1,169	1,102	3,155	2,902	207	194	60	107	182	171	171	2.29	1.29	*	40.5	15.6	
10.6	10.4	20.8	26.8	6.0	6.1	2.7	7.2	11.9	1.2	2.7	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 15.6	▲ 12.1	▲ 42.0	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 4.1	0.03p	▲ 0.05p	*	▲ 9.6p	▲ 2.0p	
417	415	122	241	1,902	1,896	578	1,049	1,075	821	2,975	2,335	130	123	29	69	131	118	118	2.58	1.56	*	31.2	12.2	
6.3	6.0	1.1	8.8	8.2	8.2	11.1	13.7	2.6	16.4	▲ 7.5	▲ 2.5	4.0	0.9	19.4	4.9	▲ 14.0	▲ 14.0	▲ 0.07p	▲ 0.19p	*	▲ 0.8p	▲ 2.7p		
356	352	91	186	1,569	1,560	590	902	709	661	1,828	1,664	129	116	37	64	98	92	92	1.99	1.17	*	36.2	13.8	
▲ 12.3	▲ 12.3	7.2	▲ 5.6	5.1	5.6	1.7	8.7	▲ 4.3	0.4	▲ 9.5	▲ 7.0	0.0	0.9	37.9	10.2	6.3	6.3	6.5	0.18p	▲ 0.22p	*	5.4p	2.4p	
278	277	74	153	1,330	1,329	417	772	563	546	1,784	1,759	123	117	40	65	135	132	132	2.03	1.34	*	44.2	24.0	
▲ 7.5	2.4	13.2	▲ 10.0	▲ 4.2	▲ 1.7	2.4	▲ 4.9	9.9	10.7	▲ 6.9	▲ 5.3	▲ 6.1	▲ 4.3	▲ 51.4	▲ 6.4	▲ 11.8	▲ 9.1	▲ 9.1	0.25p	▲ 0.03p	*	0.6p	▲ 4.9p	
260	253	77	180	1,028	1,018	383	678	410	402	1,117	1,102	93	90	17	44	82	80	80	1.58	1.09	*	35.8	20.0	
▲ 4.5	▲ 5.1	▲ 10.2	▲ 5.5	1.5	1.7	2.1	▲ 0.6	▲ 24.5	▲ 24.7	▲ 11.9	▲ 10.5	12.7	16.7	30.0	5.3	5.6	8.3	▲ 0.47p	▲ 0.19p	*	7.3p	6.8p		
316	314	79	190	1,407	1,404	496	838	559	519	1,813	1,759	151	147	52	80	133	131	131	1.77	1.29	*	47.8	23.8	
▲ 8.9	▲ 7.0	▲ 1.8	3.4	▲ 10.1	▲ 9.7	▲ 6.8	▲ 4.3	▲ 26.9	▲ 28.4	▲ 17.7	▲ 14.9	▲ 22.2	▲ 19.8	▲ 26.1	▲ 18.9	▲ 32.7	▲ 30.7	▲ 30.7	▲ 0.40p	▲ 0.12p	*	▲ 6.7p	▲ 1.8p	
215	214	54	123	809	806	261	468	345	325	1,113	1,080	84	81	17	43	72	70	70	1.60	1.38	*	39.1	20.9	

(注)・公共職業安定所別上段は前年同月比、下段は原数値である。・新規卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和5年5月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成28年度	-	▲ 5.4	-	5.3	-	1.42	-	▲ 6.6	-	3.5	-	2.10	▲ 6.3
平成29年度	-	▲ 4.1	-	4.8	-	1.55	-	▲ 5.7	-	3.3	-	2.30	▲ 5.8
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
令和3年度	-	1.7	-	6.0	-	1.31	-	4.4	-	6.2	-	2.27	2.7
令和4年度	-	0.8	-	10.8	-	1.44	-	▲ 2.1	-	9.1	-	2.52	0.3
令和3年度													
令和3年4月	▲ 0.1	9.4	0.5	▲ 0.7	1.26	1.18	3.8	4.5	▲ 1.6	8.0	2.17	1.53	5.8
5月	▲ 0.6	8.8	▲ 0.2	3.4	1.27	1.16	▲ 3.5	2.1	1.3	▲ 2.6	2.28	2.20	28.1
6月	▲ 1.4	4.5	1.0	3.1	1.30	1.21	0.0	▲ 5.6	5.6	5.6	2.41	2.32	2.0
7月	1.9	2.7	1.4	3.5	1.29	1.24	9.3	4.1	▲ 2.4	3.6	2.15	2.16	▲ 2.4
8月	1.9	2.2	1.3	6.3	1.28	1.26	1.7	12.0	▲ 1.1	2.7	2.09	2.21	1.5
9月	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.5	2.7	1.29	1.26	▲ 8.4	▲ 0.3	1.7	1.3	2.32	2.35	11.7
10月	0.0	▲ 4.0	1.1	2.8	1.30	1.31	3.5	▲ 1.1	3.7	5.4	2.33	2.46	▲ 1.6
11月	0.2	▲ 4.0	2.1	6.9	1.32	1.40	0.2	11.7	1.7	12.2	2.36	2.74	▲ 0.2
12月	0.0	▲ 3.1	2.1	10.1	1.35	1.48	▲ 0.2	6.3	▲ 0.8	9.0	2.35	2.92	2.7
令和4年1月	1.0	0.4	1.7	12.8	1.36	1.46	6.0	12.9	0.3	12.3	2.22	2.23	4.5
2月	0.1	1.8	▲ 0.1	10.3	1.36	1.44	▲ 4.6	5.3	▲ 2.0	7.3	2.28	2.43	4.2
3月	0.8	2.9	1.4	10.7	1.37	1.39	2.8	3.6	4.5	8.8	2.32	2.15	▲ 11.3
令和4年度													
令和4年4月	▲ 0.4	2.4	1.5	13.1	1.39	1.31	▲ 3.9	▲ 1.2	1.5	12.8	2.45	1.75	▲ 1.0
5月	0.0	4.1	1.5	16.2	1.41	1.30	1.3	11.8	1.1	16.2	2.45	2.28	5.9
6月	▲ 0.3	4.5	0.8	15.7	1.43	1.34	▲ 1.7	3.6	1.8	11.6	2.54	2.50	7.3
7月	▲ 0.5	1.9	0.5	13.8	1.44	1.38	▲ 2.1	▲ 9.3	▲ 0.4	10.3	2.58	2.62	▲ 0.1
8月	▲ 0.6	0.3	▲ 0.1	13.7	1.45	1.42	▲ 2.0	▲ 3.6	▲ 0.3	16.1	2.63	2.66	4.2
9月	▲ 0.8	▲ 0.6	0.1	12.9	1.46	1.43	0.4	▲ 1.9	▲ 0.6	11.0	2.60	2.66	▲ 4.9
10月	0.0	▲ 1.0	0.9	12.7	1.48	1.49	0.8	▲ 5.2	0.6	7.5	2.59	2.79	▲ 4.6
11月	0.1	▲ 0.7	▲ 0.4	9.4	1.47	1.55	▲ 0.3	▲ 3.8	0.5	6.1	2.61	3.03	▲ 6.1
12月	0.2	▲ 0.5	0.6	8.5	1.48	1.61	▲ 3.4	▲ 7.2	1.4	9.3	2.75	3.45	▲ 9.9
令和5年1月	0.1	▲ 1.3	▲ 0.2	6.9	1.47	1.59	5.1	▲ 7.7	▲ 3.3	4.4	2.53	2.53	▲ 6.6
2月	1.4	0.3	▲ 1.0	6.0	1.44	1.52	4.4	4.3	▲ 3.3	4.7	2.34	2.44	3.0
3月	0.5	▲ 0.4	▲ 1.5	3.4	1.41	1.45	▲ 3.6	▲ 4.9	3.7	2.0	2.52	2.31	11.5
令和5年度													
令和5年4月	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 2.5	▲ 1.1	1.38	1.30	1.3	▲ 2.1	▲ 6.3	▲ 5.4	2.33	1.69	▲ 4.4
5月	▲ 0.7	▲ 0.4	0.4	▲ 1.6	1.39	1.28	▲ 4.0	▲ 0.9	3.3	0.5	2.51	2.32	▲ 0.9
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
令和6年1月													
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
 2 令和4年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和5年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和5年5月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	5月実績	年間目標	5月実績	年間目標	4月実績	年間目標
	令和5年度実績累計	進捗率	令和5年度実績累計	進捗率	令和5年度実績累計	進捗率
松山	648	7,582	727	7,985	—	2,637
	1,247	16.4%	1,404	17.6%	—	—
今治	207	2,400	182	2,160	—	657
	419	17.5%	379	17.5%	—	—
八幡浜	93	1,110	82	1,000	—	245
	190	17.1%	159	15.9%	—	—
宇和島	151	1,600	133	1,460	—	365
	313	19.6%	261	17.9%	—	—
新居浜	130	1,830	131	1,730	—	500
	281	15.4%	280	16.2%	—	—
西条	128	1,480	98	1,280	—	476
	270	18.2%	206	16.1%	—	—
四国中央	123	1,450	135	1,510	—	410
	249	17.2%	269	17.8%	—	—
大洲	84	1,110	72	1,010	—	252
	173	15.6%	154	15.2%	—	—
合計	1,564	18,562	1,560	18,135	—	5,542
	3,142	16.9%	3,112	17.2%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.57	1.53	1.47	1.39	1.35	1.32	1.28	1.23	1.24	1.21	1.18	1.19	1.33	1.26
3年	1.21	1.25	1.26	1.26	1.27	1.30	1.29	1.28	1.29	1.30	1.32	1.35	1.28	1.31
4年	1.36	1.36	1.37	1.39	1.41	1.43	1.44	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.42	1.44
5年	1.47	1.44	1.41	1.38	1.39									

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。
 なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

用 語	解 説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)</p>
新規求人数	<p>期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。</p>
月間有効求人数	<p>前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。</p>
新規求職申込件数	<p>期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。</p>
月間有効求職者数	<p>前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。</p>
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p>
正社員	<p>雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。</p>